

平成 2 5 年舟形町議会
第 2 回定例会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第2回定例会々議録

招集年月日 平成25年6月10日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 6月10日 午前10時02分 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 欽 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
会計管理者	矢作 めぐみ	地域整備課長	矢野 正
総務課長	高橋 剛	総務課財政管財班長	小野 芳喜
税務福祉課	高橋 明彦	教 育 長	齊藤 渉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文	教育委員会次長	伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第40号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第1号）
2	議案第41号 舟形町縄文の女神の日を制定する条例の設定
3	議案第42号 舟形町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定
4	議案第43号 町道路線の認定
5	議案第44号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任
6	議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦
7	発議第7号 舟形町議会活性化特別委員会の設置
8	発議第8号 T P P（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書の提出

議員提出の議案の題目

No.

件

名

- 1 陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情

議 事 日 程

別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

1番 佐藤 勇 5番 大場 清之

平成25年6月10日（月）
平成25年第2回定例会第1日目
午前10時01分開議 欠席無し

議長： おはようございます。会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。
それでは、一同ご起立をお願いします。国旗、町旗に礼。直れ。有難うございました。
只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成25年第2回定例会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

尚、6月定例会は全員協議会での申し合わせによりまして、上着を脱いでも良いことになっております。取り扱いについては、ご自由をお願い致します。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。1番佐藤勇君、5番大場清之君の両名を指名致します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定について議題とします。
お諮りします。本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開会され、協議されておりますので、八鍬太委員長より提案を求めます。

議会運営委員長： 去る6月3日に開催されました議会運営委員会において、6月定例会の会期について協議をいたしましたので、その結果について報告提案を致します。

本定例会の会期につきましては本日6月10日から12日までの3日間とすることを報告し、提案致します。

議長： お諮りします。本定例会の会期は、只今八鍬議会運営委員長の提案の通り、本日から12日までの3日間とすることに、異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって会期は本日から12日までの3日間とする事に決定しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 委員派遣の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第6

議長： 日程第6 本期受理の陳情を議題と致します。

陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情について議題と致します。

陳情第1号については事務局が朗読致します。

事務局： それでは議案書5頁をお開き下さい。

受理番号1番。受付年月日 平成25年5月20日。件名 TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情。

趣旨 別紙の通り。請願者 山形県大字門伝字裏城1番地 農民運動山形県連合 会長 花鳥賊義廣。
件名 TPP（環太平洋連携協定）への参加に反対する意見書の提出を求める陳情。趣旨 安倍首相は3月15日にTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加を表明し、4月12日に参加に向けた日米間の事前協議を妥結させました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」から国益を守ることが可能としています。

しかし、「日米共同声明」は、「TPPのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことを明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにあります。

TPPは、医療や食の安全、官公需発生、ISD条項など国民生活に影響を与える多くの問題を含んで

いますが、これらについて日本の主張が実現する保障もありません。自民党が総選挙で掲げた「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」をはじめとした6項目の公約に違反していることも明白です。

そして、日米の事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸呑みしただけでなく、非関税障壁について、TPP交渉とは別枠で二国間交渉を行うことまで譲歩しました。事前協議で国益をことごとく明け渡した政府が、TPP交渉で国益を守れるはずがありません。しかも、2012年12月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を誓約して参加が認められたといわれています。これでは安倍首相のいう「ルールメイキングに関わる」ことも、国益を守る主張さえ十分にできない可能性があります。

自民党は、交渉参加を前提に、農産物5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はTPP交渉から脱退も辞さないと決議していますが、TPPの枠組みに同意して交渉に参加してから脱退することは現実にはありえないと言わざるをえません。

政府は、TPP参加表明とあわせて影響試算を発表しました。試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産（GDP）を0.66%押し上げ、3兆2,000億円の経済効果があるとし、米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。試算そのものの信憑性も問われていますが、効果が少なく、農業への打撃をはじめとした失うものが余りにも大きいといわなければなりません。

TPPについて安倍首相は「国家100年の計」としていますが、国民に情報が開示されず、国民合意もないまま拙速にTPPに参加することは容認できません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう陳情致します。

陳情事項 1. TPP（環太平洋連携協定）に参加しないこと。以上です。

議長： 審査の方法について、お諮りします。

8番： 陳情第1号につきましては、総務振興常任委員会へ付託をし、今会期中に審査されることをご提案致します。

議長： 只今、8番議員より、陳情第1号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査して頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって、陳情については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

日程第7

議長： 日程第7 町長挨拶並びに行政報告を受けます。奥山町長。

町長： 本日は、平成25年第2回の6月定例町議会を召集しましたところ、何かと公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

今年の冬も3年続きの豪雪となり、昨年を上回る豪雪となりました。降雪期も例年より早く、12月7日には除雪車が出勤しております。冬期間中、晴れの日は少なく、毎日降雪に見舞われているような感じがした年でありました。2月25日に堀内地区で最大積雪量252cmを記録しました。昨年の最大積雪量が242cmでありましたので、昨年より10cm上回る近年まれにみる豪雪となりました。1月26日には、舟形地区において一晩で83cmの最大降雪量を記録しております。

町では、町内での積雪量が150cmに達したのを確認して、1月11日（金）午前11時、舟形町豪雪対策本部（本部長：町長）を設置し、雪害の防止対策にあたって参りました。水稻育苗用ハウスなどに倒壊等の被害が発生しましたが、雪による被害が軽減しているように思います。毎年の豪雪に備えて、農家の皆さんが除排雪作業の回数を自主的に増やすなど、献身的な雪対策により被害を少なくしたものと思います。毎日降り続く降雪に対応するため、除雪車の出勤回数が例年になく多く出勤することになりましたが、町民の皆さまのご協力によりまして、事故もなく安全に除雪作業を行うことができました。また、全国的に問題となっている、空き家等の対策であります。空き家から直接、歩道や道路への落雪についての雪処理については、今後、検討していかなければならない課題であります。

3年続いた豪雪による影響で、融雪時期も大幅に遅れ、農作業への影響が心配されておりましたが、稲作の移植作業は昨年並みで、平年より2日程度の遅れとなっているようであります。移植作業が多少遅

れたものの、5月中旬から6月上旬にかけて、好天が続いたこともあり、苗の活着は概ね良好で、稲の生育は平年並みとなっているようでありす。

1月11日（金）に豪雪対策本部を設置し、各課連携を図り、情報の収集、雪害対策に対応して参りましたが、町内の融雪状況を見計らって、5月22日（水）午前9時に、豪雪対策本部を解散致しました。対策本部の設置期間中、関係機関からの協力と支援を頂きましたことに心から感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。

さて、今年に入って、新庄警察署管内で異常なほどの交通事故が発生しております。1月1日から6月6日現在、山形県内での交通事故で死亡した方が11名おります。2月に沖の原地内の尾花沢・新庄道路で亡くなられた女性を含めまして4名が、新庄警察署管内で発生した交通事故で亡くなっております。県全体の4割近くを占めております。

5月21日の通勤時間帯に、若あゆ温泉地内の町道「一の関若あゆ大平線」で、大型トラックに軽トラックが追突する大きな事故が発生しました。その10分後には、長者原地内で軽乗用車が原付バイクと衝突。バイクを運転していた女性が、39時間後に搬送先の病院で亡くなるという、人身事故が連続して発生致しました。

町では2件の人身事故発生を受けまして、安協舟形支部・母の会・防犯協会の協力を得て、翌日から交通事故防止の啓発行動を全町に展開を致しました。新庄警察署では、緊急事態に対応すべく、パトカーの町内巡回の回数を増やし、白バイを導入するなど、交通事故防止に全力を挙げて取り組んで頂きました。また、事故が発生した現場においては、はっきり安全が確認できるように、白線や安全帯の引き直しを早急を実施しております。また、飲酒運転による検挙者も多発しております。6月1日と2日には、新庄市内において連続して飲酒運転者が検挙されております。

最上地区内の重大交通事故の発生に歯止めがかからない状態からの脱却を目指し、6月6日に、交通事故抑止・飲酒運転撲滅に向けた、緊急の最上地区交通安全対策連絡協議会を開催しております。6月7日夕方には、8市町村の交通安全推進団体の代表者が新庄駅の交番前に集合。新庄駅前周辺の飲食店、宿泊施設等を直接訪問し、飲酒運転撲滅と交通事故防止を呼びかけております。

これからも、安協の皆さん、母の会の皆さん、防犯協会の皆さんのお力をお借りして、交通事故の無い安全・安心のまちづくりを目指して参りたいと思ひます。

5月31日（金）、午後6時30分頃、新庄警察署から、「長沢地区内で79歳の女性が行方不明となり、警察で捜索しているが、まだ発見されていない。日没も迫っており、消防団の捜索協力をお願いできないか。」との電話が役場に入りました。早速、加藤団長と協議し、長沢方面の第1分団と第2分団に出動要請をお願いしました。幸いなことに、午後7時30分頃、若あゆ温泉の「一の関大橋」付近で徘徊しているところを発見し、無事に自宅へ搬送されました。夕方の緊急の招集にも関わらず、34名の地元消防団員が捜索活動に協力して頂きましたことに、心からお礼を申し上げます。

また、5月10日（金）紫山地内で発生した野焼きによる林野火災においては、農作業の繁忙期の最中、消防団員88名が出動し、消火活動にあたって頂きました。迅速な対応により延焼を食い止める事が出来ました。加藤団長始め消防団員の皆さまに、心から感謝とお礼を申し上げます。

6月15日から11月17日までの156日間、2年目を迎えました「もがみ観光博」が開催されます。最上地方の8市町村が連携・交流を図りながら、最上地方への誘客を図る目的で実施されるものであります。昨年の誘客数の10%増を目標に、舟形町の観光資源を遺憾なく発揮し、魅力あふれる各種イベントにして参りたいと思ひます。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ち、3月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

一つは、新舟形小学校開校式であります。

町内4つの小学校が統合し、4月9日に開校式を開催しました。昨年までの2年間、統合準備委員会で様々な検討項目を協議し、この日、新舟形小学校の新しいデザインの校旗を初代渡辺校長に授与し、新たな歴史を刻み始めました。また、正面玄関脇の統合記念碑の除幕式も行いました。翌10日の入学式では新入生43名を迎え、総児童数265名でスタートを切りました。何事にも挑戦する勇気と信念を持ち、かしこく、やさしく、たくましい児童に成長できるよう、環境面での支援を今後とも努めて参りたいと思ひます。

2番目が交通事故防止緊急対策会議の開催であります。

5月21日（火）、午前8時30分頃、町内で人身事故が相次いで2件発生した事を受け、午後7時から役場におきまして、緊急の「交通事故防止緊急対策会議」を開催しました。緊急の招集にも関わらず、新庄警察署の橋交通課長を始め、3駐在署員、交通安全協会舟形支部役員代表、交通安全母の会役員代表の13名が参集し、「交通事故防止のチラシ作成」、「全町を対象に事故防止啓発広報」、「全戸への直接チラシ配布」等を翌日から実施することを決議しました。町民一人一人が、交通安全の意識を高め、交通安全、交通事故の無い安全な町づくりに努めて参りたいと思います。

星川亨先生のご逝去についてであります。

星川亨先生は、昭和18年10月から舟形町で診療を開始以来、平成22年10月までの67年間、91歳まで地域医療に貢献して頂きました。堀内地区の分院での診療、町の健康管理事業に多大なご協力を頂きました。長年の地域医療、救急医療、学校保健に対する功績により、平成13年11月に勲5等双光旭日章を受賞されております。星川医院を閉じられてからは自宅で静養されておりましたが、5月23日にお亡くなりになりました。享年94歳でありました。これまでの町に対するご貢献に感謝申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

4番目が、第1回舟形小学校運動会の開催であります。

5月26日（日）、統合小学校初めての大会が開催されました。児童を応援する為、1,000名程の家族の声援に、児童たちは元気一杯、競技に臨みました。応援に来られた家族の車も整備した駐車場に収まり、環境整備での効果も確認できたのではないかと云えます。新たに設立した新舟形小学校のPTA役員の皆さまも、当日のスタッフとして競技進行にご協力を頂き、成功裏に終える事ができました。学校・家庭との絆を、こうした行事を通じて、今後とも深めていけるよう努めて参りたいと思います。

5番目は、「まとい」の受章祝賀会であります。

昨年2月26日（火）、舟形町消防団が、財団法人日本消防協会から、特別表彰として受章致しました「まとい」の受章祝賀会が6月2日（日）新庄市の玉姫殿で盛大に開催されました。日本消防協会の秋本会長さん始め、県内の消防関係者等239名が出席しました。おごそかな「まとい」の入場と、勇壮な「まとい」の舞に、会場から大きな歓声が上がりました。議員の皆さまにもご多忙の中、全議員のご出席を賜りまして大変ありがとうございました。今回の受章を契機に、舟形町消防団の益々のご活躍をご期待申し上げますと共に、災害の無い安全な街づくりへのご協力を、宜しくお願い申し上げたいと思います。

最後に、第1回舟形町・大蔵村小学校陸上競技大会であります。

6月5日（水）、舟形小学校グラウンドを会場にして、大蔵村小学校との合同で5年生・6年生を対象にした陸上競技大会が開催されました。昨年までは町内4つの小学校で競い合っていましたが、統合により一校での開催となることから、学校対抗での大会を継続するため、大蔵村教育委員会と協議を重ね、5月14日、正式に「舟形・大蔵村小学校体育連盟」を設立し、当日の開催となりました。来年度は大蔵村での開催となります。両校の陸上競技大会を通じて走力向上をはじめとする、体力向上に結び付けていくことを期待したいと思います。

以上、6件についてご報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件、平成24年度（株）舟形町振興公社経営状況の報告について1件、平成25年度一般会計補正予算1件、条例の設定について2件、町道路線の認定について1件、舟形町固定資産評価委員会委員の選任について1件、舟形町人権擁護委員の推薦について1件、以上7件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

尚、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載の通りであります。説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。

日程第8

議長： 日程第8 一般質問をお受け致します。順次発言を許します。2番奥山謙三君

2番： 皆さん、お早うございます。それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に、通学路の安全点検と整備を問うと題しまして、質問を行います。

4月から小学校統合により、バス通学になりましたが、まだまだ危険箇所はあると推察されます。①と

して、昨年点検をしました、安全点検結果と危険箇所への対応を伺いますということです。

そして、現在中学校の場合ですと、夏場に自転車通学になる地域があります。特に危険と感じるのが「主要地方道舟形大蔵線」の中学校～長者原入口までの区間です。県では、今年度から中学校～光生園前までの歩道整備事業が開始されるようです。②としまして、小松～長者原入口までの路肩拡幅工事について、町としてどのように進めようとしているのか伺います。

その次が「もがみ観光博」と町観光の関わりを問うと題しまして、質問を行います。「もがみ観光博」は、今年の6月15日から11月17日までの期間開催されます。その目的として①としまして、観光資源の発掘、そして磨上げと知名度の向上。次に②としまして、地域の総合力の発揮と一体感の創出。③としまして、観光事業への取り組みの促進及び「観光産業の推進」であります。キャッチフレーズとしましては、「もがみの国の物語」もがみ流の癒しを提供しますという、キャッチフレーズの基に行われます。

そこで質問します。「もがみ観光博」とタイアップした、町観光資源のPRと誘客増を図るための方策について、質問をします。以上です。

町長： 奥山謙三議員の「通学路の安全点検結果と整備」についてお答えします。

通学路の安全点検については、4月入学式以降、徒歩での登下校の指導は勿論のこと、特にスクールバス利用の児童については、先生が乗車指導を含め、停留所での安全確保への注意、また、スクールバスの停留場所については、昨年度中に安全性や保護者等の意見を聴取して決定をしております。現在のところ、若干の停留場所の協議はありましたが、全般的にスムーズに経過しているものと認識しております。

また、小学校では、毎月登校日の初日を「命の日」と称して通学路における立哨指導、乗車指導等の登校指導なども計画し実施をしております。

その他にも、現在、PTAでの旧小学校区で組織している校外生活委員が地区の危険箇所に看板を設置し、休業日における児童生徒の危険箇所となる場所も含め看板の設置を行っているところであります。定期的に配布している小学校だより「四葉」や、中学校通信の「チーム舟中」を活用し、保護者の方々はもとより、地域の皆さんにも呼びかけ、看板のある危険箇所で児童生徒の姿を見た際は、注意してもらえようようお願いしております。

次に中学校における、夏場の自転車通学となる富長地区についてですが、昨年より冬期間のバス利用を1か月早め、秋口の日の短い時間に合わせたバス利用にしております。今年度も昨年同様の対応とする予定であります。奥山議員ご指摘の中学校から長者原の区間は道幅も狭く、自転車通学の中学生は車の往来等で、大変注意を要する区間であることは十分承知しております。今後、道路環境の整備が進むことになしても、今まで通り自転車通学での乗車マナーは勿論のこと、安全指導も行って参ります。

さて、「主要地方道舟形大蔵線」であります。舟形町を起点として、大蔵村中心部に至る総延長8.8kmの幹線道路であり、朝夕の通勤、通学路として、また、沿線地区住民の重要な生活道路として位置づけられております。平成11年の山形新幹線新庄延伸に伴い、踏切が解消され道路が線路の下を通るアンダーパスとなり、さらに尾花沢新庄道路の開通に伴って、国道13号交差点から舟形中学校グラウンドの端まで、道路改良されました。しかし、その西側長者原方面につきましては手つかずで、奥山議員が言われるよう道路幅員が狭く危険な状況であります。

平成24年に実施した通学路緊急合同点検において、要対策箇所として抽出されまして、山形県に対して歩道整備の早期完成を求めておりました。

これに伴い、山形県は平成25年度に、舟形中学校グラウンドの端から小松の長者原橋までの区間、約960mの路線測量、詳細設計、丈量測量を行なう計画であり、当該区間の歩道整備を行なうことにより、危険が解消され児童や歩行者の安全確保が図られるものと思っております。

また、小松から長者原入口までの改良であります。町と致しましては、小松・原田地区の圃場整備が平成26年度から調査測量が入ります。工事が平成27年度から始まることから、山形県に対しまして、「主要地方道舟形大蔵線」の敷地を歩道整備分として確保して頂くよう、要望しているところであります。

この路線は、交通量も多いことから危険な箇所の早期解消、通学児童や沿線住民歩行者等の安全を確保するため、事業を早期に完成するよう、県に要望して参りたいと思っております。

次に、2番目の「もがみ観光博」とタイアップした、町観光資源のPRと誘客増を図るための方策についてお答えします。

平成23年3月に策定した「もがみ観光交流推進プラン」において、最上地域の課題として、最上地域の観光資源が少ない、あるいは知られていないこと。2番目が、各市町村等が独自にイベントを開催するなど観光資源をばらばらに売り出すことが多く、消費者に与えるインパクトが弱いこと。3番目が、観光事業や観光の振興に取り組む企業・団体や個人が少ないことなどが挙げられております。

これらの課題を解決する方策として、最上地域独自の観光キャンペーンを開催しながら、各市町村が単独でPRするよりも、最上8市町村が共同で観光PRをした方が効果的という考えから、地域のさまざまな観光資源を活用した「もがみ観光博」を昨年度より実施をしております。昨年度においては、各市町村の観光資源、イベントを連携するため、共通した旅行商品や温泉・食・農・伝統などテーマごとにイベントを集約したパンフレットの作成、二次交通の確保、各市町村へ補助金の交付事業に取り組んだことによりまして、「もがみ観光博」期間中、新庄まつり、あるいは舟形の若鮎まつり等のイベントの入込者数が平成23年度の75万人に対しまして、平成24年度88万人と前年度の17%増という結果がありました。また、新庄駅に設置した、最上8市町村の自然や文化、観光施設等をPRする大型画面のマルチディスプレイも、誘客に繋がったものと考えられます。

舟形町では、新たなイベントとして民間主導型の「ヒストリックカーミーティング in 舟形」を開催し、1万人を誘客しました。また、教育旅行では仙台市の五橋中、富沢中学校、世田谷区代沢小、山崎小学校での1,000人の受入れ、都市交流では千葉県富里市、港区東麻布街づくり協議会、三光小学校で150名の受入れ、農業体験旅行では被災地支援で交流している方々50人を受け入れることができました。今年度においては、6月15日から11月17日までの期間を設定し開催されます。開催期間中、前年同月比1割増の入客者数を目標に取り組んで参ります。展開イメージとしまして、もがみ流の‘温泉湯治文化’‘食と農の文化’‘森の文化’‘川の文化’‘伝統文化’‘心の文化’‘街道の文化’を設定し、それらの組み合わせによる旅行商品化や、モデルコースの企画開発等を設定し、観光PRに努めて参りたいと思います。

また、今年度以降は山形DC（ディスティネーションキャンペーン6月15日から9月14日）と連動し、開催することとしており、更なる誘客を期待しております。今年度はプレDC・来年度はDCの本番・再来年度はアフターのDCとなっております。ディスティネーションキャンペーンとは、地方自治体及び観光事業者がJRグループと連携して、対象エリアの集中的な宣伝を広域で実施する事により、全国からの誘客を図ることを目的としており、10年前の山形DCにおいては、山形県で過去最高の観光者数を記録しております。

舟形町においても、「もがみ観光博」や「山形DC」には大いに期待しており、もがみ8市町村で作成する総合パンフや「地域資源活用宝探し」等の各種のイベントにおいて、「縄文の女神」、「若鮎まつり」等のPR、舟形町の良さをアピールし、更なる観光誘客に努めて参りたいと思います。

また、舟形町独自の「もがみ観光博」や「山形DC」関連事業として、まちづくり課が所管する「西ノ前遺跡環境整備・広域活用検討委員会」で策定した整備計画に「縄文の女神」ゲートウエー（玄関）の整備による情報発信と、ネットワーク化を図る施設計画があります。「舟形観光情報館」と「観光物産センター」を統合することで「ゲートウエー」としての機能を発揮するように今年度、事務室の改装と併せて、レプリカなどの展示や昨年度開発した「縄文の女神」グッズの販売などができるように改装いたします。

将来的には、町内の情報を集積し、最上管内全市町村が有機的に連携するとともに、「県立博物館」あるいは、他都道府県の「国宝土偶」の出土地と連携した活用、展示ができるような計画が策定されております。この計画をもとにまちづくり課、教育委員会と連携し、「農、商、観」の相乗効果をあげる、発展するプラットフォーム機能となる施設として、整備したいと思っております。

また、「もがみ観光博」や「山形DC」へ向けた新たな取組として、最上小国川漁協、フィッシングクラブとの連携により「清流小国川」をフィールドにした、親子でも楽しめる鮎釣り教室を計画しております。狙いは、アユ釣り独自の「友釣り」を体感して頂き、リピーターとなり、毎年、舟形町に来て頂くことで、経済効果の向上を目的としております。

さらに、町独自の資源活用・農業・自然体験型観光事業等の取組として、6次産業に観光を含めた産消提携事業（CSA）を旅行商品化プロジェクトとして取組んでおります。

これまでの被災地支援活動で育んだ「絆」の縁により、舟形町の沖の原地区に開設した、被災地農園をフィールドとして、「ちょっとだけ農業をしたい」、「役に立ちたい」という都市消費者の価値観を旅化し

たプランであります。農業を手伝いながら被災地支援もでき、また、農作業を手伝うことで舟形町に愛着が生まれ、関連商品の購買意欲を高め、新たな経済効果が図られるものと考えております。

JRと連携している「駅長おススメ小さな旅」は平成16年度から開催しております。平成24年度まで、延513名の方々を誘客しております。今年度は、第一弾として6月9日に開催した「松橋わらび園」でのわらび採り、50人を募集しております。毎年参加者が増加しており、好評を得ております。

また、今年度の「山形DC」の予算については、プレイベントとして、全国のエージェンツ（旅行代理店）を招いての旅行商品を紹介する事業と舟形駅に「縄文の女神」を啓蒙する観光案内看板設置事業を計画しております。

今年度は、舟形の持ち味である住民参加型・体験型・資源活用型観光と組み合わせ、町の魅力をPRして、6次産業に観光を組み入れた独自の観光開発と併せて、全国に発信して参りたいと思います。宜しくお願いします。

議長： 再質問を許可します。2番奥山議員。

2番： 通告書については、簡潔明瞭に質問した訳ではありますが、この答弁を見ますと、非常に長いと感じます。最初に、通学路の安全点検結果と整備については、まず一つは、平成24年に実施した安全点検をした結果が欲しい訳であります。この回答でいきますと、小学校が統合になって、スクールバスだから、その様な危険箇所については解消になったよという感じにしか取れない訳であります。というのは、確かに子供たちはスクールバス等で通学になったから、歩く回数は減ったかと思いますが、まだまだ一般の歩行者はそこを歩く訳であります。子供たちが危険であるということは、当然、一般の歩行者も危険であるということに、変わりはないと感じる訳であります。そういった中で、今回その点検結果が提示されないというのは、非常に残念であると思いますし、この時間内、この定例会の内に、ぜひ私共の方にその結果の一つは頂きたいと思います。これが今後の道路行政の中で、いろんな場面で使えてくるのではないかと感じているので、ぜひ、まず一つは、安全点検結果を出して頂きたいということであります。

そしてまた、スクールバスについて、一つは4月からスクールバスが始まりまして、2カ月ほど経過した訳であります。当然、始まってからのいろんな諸問題が出てきているかと思っております。その諸問題等について、どういうふうな新たな問題が出てきているのか、お伺いします。

町長： 安全点検の結果については、後で教育次長からでもお話、あるいは結果の表があるとなれば、後程渡したいと思っております。スクールバス等の4月からの運用容態、問題、課題については、教育長なり教育次長の方から答弁させます。

教育次長： それでは安全点検の結果ということですが、昨年、平成24年度に県、それから新庄警察署、それから町ということで、3者の連携で通学路の点検を行っています。その結果なのですが、13号線沿いの歩道が切れている場所がございます。そういった箇所の指摘、それから奥山議員さんがおっしゃいましたように、木友から長者原までの道幅が狭いということになっております。

あと、スクールバス関係ですが、スクールバス関係については、停留場所については昨年度、保護者の方々と協議をして今現在に至っております。ですが、実際に運行してみますと、長沢地域ですが、停留場所を増やして欲しい、もしくは縁石が邪魔になる歩道について、ここに設けて欲しいという意見が今現在出ておまして、先程申し上げました、県の通学路の点検に、そういった項目を挙げております。以上です。

2番： そうしますと、この安全点検結果については、紙ベースで頂けるということで良いですね。

教育次長： 点検の項目については、県と、もしくは国道管理であり国交省の管理とありますので、整理してお渡ししたいと思います。

2番： スクールバスの運行については、私の耳に入ってきていることが、一つは、子供たちがスクールバスに乗る為に集まる場所がある訳です。その場所に何も標示がないということで、車から見ると非常に交通事故が発生しやすい状況になっているということで、ぜひ、一つは、標識等を設置できないかと、要するに、車等からすぐ確認できるような物を設置して欲しいという話が入っております。

もう一つは、スクールバスの運行時間帯であります。夕方帰る時に、ゆっくり子供たちが話も聞けない状態の中で、すぐスクールバスに乗らないと帰れないという状況があるというところで、もう少し子供たちのペースに配慮した運行時間帯というものを設定できないものだろうかという話がありますので、ぜひ父兄とも、運転手とも交えながら、皆が納得できるようなスクールバスの運行というものを検討して頂き

たいと要望していきたいと思います。

その次が、長者原小松間の道路の関係であります。まず一つは、あそこの道路状況については、今始まったことではなくて、何十年前からあのような状況になっている訳であります。そういった中で、あそこの道路は県道でありますので、町としてこれまで、どのような県営の働きかけをしてきたのか、まずお伺いしたいと思います。

町長： 前段の道路の点検については、今年度に入ってから、その13号線からちょうど前町長の伊藤和昭さんの、南さんの所までの道路点検も教育委員会、国交省、警察の3者で行っておりますので、その結果についても後程、ペーパーを私が持っていますので、渡したいと思います。

それから、スクールバスが4月から運行しておりますが、4月、5月となりますので、細かい点については、逐一、父兄なり子供たちの意見を聞きながら、対応していかなければならないと思います。停留所の標識については、教育委員会でもそれなりに対応していると思いますが、この前、緊急の交通事故がありまして、安協、駐在所、それから母の会、3者でいろいろお話をした中で、この停留所は、やはり目に見えるような停留所という要望も、実はあったようであります。そこは標識にすれば良いのか、あるいは、ペンキで目に見えるようにすれば良いのか、その辺は、総務課と教育委員会でそれなりに検討しながら、対応すればいいなど。

それから小松の道路であります。これは毎年です。私の記憶では15年位になるでしょうか。と記憶しています。今でもその筆頭として要望活動していますが、なかなか県の財政も苦しいという事で、常にならなかった訳ですが、最近この2、3年前から、車が歩道の方に突っ込むという事故が全国的にも発生しておりますので、そういう災害というか、危険の防止という事で、今度は通学路の整備の対応について、国の方もようやく動いてきたのかなと、県も動いてきたのかなと思いますので、そのチャンスを利用して、これからも擁護活動を進めて参りたいと思います。

2番： 今回の回答の中で、その道路について、基盤整備の中で、県の方に要望しているという回答になりましたが、この要望についての実現性と言いますか、かなり高いという感じでよろしいのか、この辺をお聞きしたいと思います。

町長： 高いというか、県の優先度の度合だと思いますが、圃場整備も今度始まりますので、そういう意味ではチャンスなのかなと思います。圃場整備をしながら、答弁にも書いてある通り、そこの部分については歩道という位置付けでお願いしたいということで、私からすればチャンスはチャンスなのかなと思います。

2番： ぜひ、この事で何とか道路工事ができるような形で進める為にも、富長地区の全世帯から署名などして頂いて、県の方に出すというようなことをすれば、この地域の思いというようなものを、県の方でもわかって頂けるのかなという感じがします。ぜひとも、そういったことも合わせながら、この道路についての早期の完成を進めて頂きたいと思います。

次に、もがみ観光博と町観光の関わりの中で、最初に、もがみ観光博のあり様と申しますか、こういうふうな形が良いのではないかと、この答弁の中にも一杯ありますが、町長から端的な形でこちら辺をお聞きしたいと思います。

町長： 先程の通学路でありますけれども、これは奥山謙三議員も知っての通りに、20年位前でしょうか長者原で事故があった訳です。その時のPTA会長が福寿野の奥山さんと富田の曾根田さんという方が来まして、あそこに町独自の運転手を抱えて行った、通学路、バスを運行しました。あれ以来ずっと要望活動をやっている訳です。事故が多いという事で、それも管理しながら、取り組んで参りたいと思います。

もがみ観光博であります。先程、答弁でもいろいろお話になりましたが、要は、昨年からも単独ではなくて、皆8市町村の資源を活用して、一緒になってやりましょうということと、それから新庄駅に町のビジョンですが、あれも当初はなかったのですが、強引にそれも付けて、最上8市町村でそれを運営しましょうということとあります。これからの去年の反省事項としましても、何となくこの食に対する消費者のニーズというのは、食に対するものが多いみたいなのがします。文化について、縄文の女神とか、或いはいろんな各市町村ありますが、食に対する取り組みというものが非常に、この旅行会社の統計ではあったように思います。従って、今年度、舟形町では食に関わるということについて取り組んで参りたいと思います。最上全体で一番のメインは、この八つの宝探し、最上八宝伝という名前だそうですが、最上8市町村の秘

宝を探せという演題であります。子供さんをメインにして、最上地方のそれぞれの宝物を探すプログラム、これが今年度の目玉であります。これは7月20日から9月23日まで、約2カ月余りの中でやります。最上地域8市町村に、それぞれ1個設置された宝物、宝箱を現地で謎を解きながら、探し出すゲームだそうです。これを今回のメインにしたいと思っております。そして宝物を探し出すと、抽選でそれぞれの温泉宿泊券、或いは特産品など景品が当たるような提供を申し上げたいと思います。

舟形町ではその他にも、この食というものにこだわりながら、6次産業なり、プラスそれから観光、先程も言いましたが、消費者のニーズはちょっとだけ手伝って、ちょっとだけ寄ってみたいというニーズもあるようですので、8月28日にもがみ観光博とタイアップしながらも、山形DC、これとタイアップしながら、8月28日に全国の旅行会社600名が集まる推進会があるそうですが、今申しあげました舟形町の6次産業プラス観光、手伝う観光プラス食、プラス製品の購入、先程のCSAであります。これをドッキングした、この観光交流人口というものに取り組みで参りたいと思っております。

2番： 昨年からもがみ観光博が開催されている訳でありますけれども、昨年の開催後の総括の会議に私ちょっと、たまたまこういった話を聞く機会があったのですが、その中で、課題として挙がってきたのが各市町村のこの市町村毎のいろんなイベントがあると、ところが、この各市町村を飛び越えた横軸の繋がりというもの、足りなかったという総括であります。というのは、やはり遠くから来て、そうして舟形の若鮎まつりに来たと、後はこれしかない、これではやっぱり、せっかく遠い所から来て、見て、一箇所だけではやっぱり物足りないだろうと、これを最上全体のエリアの中で、では、若あゆ温泉見て、どこ見てどこ見てという形での、この横軸の繋がり、この辺が足りないというような総括でありました。そういった中で、今回のこの回答表の中で、ずっと読んでみても、やはり、もう少し踏み込んだ横軸の観光資源の開発というものが、足りないような感じがする訳であります。

そういった中で、今回、縄文の女神の整備の諮問の中で拝見させて頂きましたが、その中で、最上地域全体の中での縄文の女神という視点での諮問が多かったように感じます。私もその様な形で観光資源を持っていかないと、やはり遠い所からの誘客というのは難しいのではないのかなと思えます。縄文一つをとっても、この舟形だけでなく、真室川なり、最上の方にもある訳であります。そういった中で、もう少し横に繋いだ形での観光巡りと言いますか、そういったことも考えていけば、まだまだ誘客は可能になってくるのではないのかなと感じている訳であります。是非とも、町長にはこの横軸、要するに、市町村を飛び越えた形での観光資源の開発というものを、やって頂きたいという私の思いであります。そういったことを踏まえて、この辺について町長はどういう感想、感情を持っているのかお聞きしたいと思います。

町長： 今、昨年の反省事項、課題事項いろいろあった訳ですが、まさにその通りだと思います。各市町村で単独でそれぞれやっておりますイベント、その中でも、春夏秋冬を通してずっとやっているイベントもありますね。例えば肘折の朝市とか、或いは季節毎に6月はこうこう、7月はこうこう、その辺がこの横軸のものはもう当然な訳です。それで、相乗効果をしましょうというものがあるのですが、それもその通りだと思います。

ただ、それを誰がまとめて、誰がリーダーシップをとってするのかということが一番の大きな課題であって、これは最上地区の観光協会、山尾市長でありますけれども、その辺が一番の悩みなのかなと思えますし、この前の出発式と申しましょか、意見発表の時にもいろいろ各市町村から、素晴らしいイベントがかなりあります。これを上手くこうすれば良いのでしょうかけれども、私はそういう意味で、この縄文の女神というものを確認して、これは国宝でありますので、そうすれば良いのですが、他の市町村は嫌々、時期がいつだからどうのこうのというものが、今までのパターンではなかったかなと思えます。これを機会にして今、縄文の整備もまだまだではあります、これを発端にして、国宝縄文の女神というものを活用して、舟形町の宝物であり、最上地方の宝物でもありますので、これを確認してお互いに各市町村が共有するという意識が高まれば、実現できるのかなと思えます。

後は、もう一つ、人材育成でしょうね。やっぱりこれがないと出来ないという面があると思えます。でも、各市町村の思いも同じではないかなと思えます。以上であります。

2番： 是非とも、町長にはその旗振り役を行って頂き、進めて頂きたいと思えます。

時間がありませんので、5月31日の山形新聞の方に、元国交省の本部の部長であります中村さんという方の講演の中に、ちょっと注目すべき内容等がありましてので、これを読んで私の一般質問を終わりたい

と思います。

観光客拡大には方程式がある。従来は行政と観光産業、そして地場産業の3者でやっていたが、ここに住民が加わる四角形になると大ブレイクするという記事であります。是非ですね、縄文の火祭りのような、住民の方々が準備をして、そしてやると、こういうふうにもっともっと住民の方が加わることによって、やはり大きな力になって誘客も可能になってくると考える訳であります。是非とも、そういった中で、町長が先頭になって観光誘客に頑張ってもらいたいと思います。有難うございました。

議長： 以上を以って、2番奥山議員の一般質問を終結致します。続きまして、3番斎藤議員。

3番： 私からは進まない空き家対策と題しまして、ご質問させていただきます。

昨年3月に、他の市町村に先駆け、舟形町空き家等の適正管理に関する条例が制定されましたが、町内に点在している空き家の整備が一向に進んでいないように感じているのは私だけでしょうか。実際、私の町内にある空き家に関しては、手付かずのまま整備されずに放置されているのが実態でございます。

近年、人口減少を伴う少子高齢化が進展する中、高齢夫婦世帯や、一人暮らし世帯が増加したことにより、空き家が増え、さまざまな問題が発生している実情に加え、3年連続の豪雪の影響により、特に建物の損傷が激しく、倒壊寸前の状態にある危険な空き家もあり、条例から一歩踏み込んだ対応を急ぐ必要があると考えます。また、風雨などの自然現象による、建築資材等の治産や剥落により、人の生命は勿論、他人の財産に被害を与える恐れもあり、近隣の方々は、一早い対応を望んでおり、各地域の実情に応じた実効性のある空き家対策が必要であると思います。

空き家は個人等の資産であり、その管理は所有者等が行わなければならない、空き家の所有者は予想される危険に対して、安全を確保できるように管理義務を負っておりますが、世帯の高齢化、都市への移住による過疎化などにより、適正な管理は難しい状況にあります。町として、所有者等への指導は勿論のこと、地域住民の方々による自主的な管理を促すと共に、実態に応じた段階的な取組を行うなど、空き家発生の抑制に努める必要があると考えます。また、国勢調査や住宅土地統計調査による空き家率の推移や、家族累計の変化から見ましても、今後とも空き家は確実に増加していくことが予想されることから、町の喫緊の課題として捉え、条例制定の意義を改めて認識し、早急に対応すべきであると考えます。町長の考えをお伺いします。

町長： それでは、3番斎藤議員の進まない空き家対策のご質問にお答えします。

今、国では、住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に、住宅・土地統計調査を昭和33年から5年ごとに実施しております。空き家については、その調査項目の1つとなっております。平成20年10月1日の調査における、総住宅戸数に占める空き家率は13.1%で、平成15年度の12.2%から97万戸増えております。年々増加傾向にあります。この調査時点の山形県の空き家率は、約11%となっているようであります。なお、この調査は、全国21万調査区の、約350万住宅・世帯について調査されたものを、人口で推計し公表しているものであるため、市町村ごとの空き家率は出ておりません。

このような空き家の増加傾向と、それに付随する諸問題が本町でも発生してきております。昨年3月議会において、舟形町空き家等の適正管理に関する条例を議決頂きました。昨年4月1日から施行しているところであり、ご承知のとおり、本町の条例は空き家等の所有者が適正な管理を行わなければならないこと。管理不全な状態にある時は、必要な措置を講ずるよう勧告、命令を行うことができることを想定した条例であり、公表や罰則、代執行までは規定しておりません。

町では、現在まで本条例に基づく勧告、命令はしておりませんが、所有者及び管理人に対して、長沢地区では一部倒壊住宅の撤去の申し入れを1件、舟形地区ではウツシカワの競売情報の提供による売買の斡旋、共和パーツ従業員寮などの建物の解体申し入れ、舟形第3地内の住宅無償情報の提供や貸付等の斡旋、倒壊等の危険防止の申し入れ、道路等に落雪の危険が想定される、住宅の除雪を職員が行った家屋など7件、堀内地区では、貸付斡旋と解体申し入れを2件行っており、それぞれ申し入れ等の措置を講じております。

これらの中で、ウツシカワは競売情報提供の結果、落札決定されております。共和パーツは土地所有者に対して申し入れを行ってまいりましたが、今年解体をして頂きました。舟形第3の住宅については、無償情報の提供の申し入れがあったため、商工会を通じて建設業者や大工さん等により、情報提供したところ、現

在売買に向けて解体の方向で検討されております。また、堀内の住宅については、既に貸付がなされているところであり、条例による対応はありませんが、町の斡旋等により解決しているところもあります。

さて、本年4月1日現在の県内の空き家等の適正管理に関する条例の制定状況であります。県内13市中4市でしか制定されておりません。また、県内22町村では13町村のみの制定となっております。県内35市町村中17の市町村で、勧告する条例が制定されております。また、このうち16市町村で命令ができる規定が整備されており、うち公表までをとするところが15市町村、罰則が出来る規定をしているところが1市、代執行までできる規定のところは4市町村となっております。ただ、法的には代執行や屋根の雪下ろしはできますし、個人の責任において対処するのが原則でありますので、なかなか条例の必要性は認識しつつも、制定までには至っていない市町村が多いようで、特に問題のある物件については、本町のように個別に対応しているものと推察しております。この問題については、どこの市町村でも苦慮されているように思います。

さて、町でも、今年4月下旬から職員によりまして、空き家の再調査を実施しております。空き家の台帳の整備に今現在取り掛っております。現在、町内に51個の空き家を確認しております。今後、空き家の状況確認と所有者の意向確認をしていく予定であります。その結果、利用可能物件、修繕を施して利用する物件、利用不可能な物件に区分し、空き家バンクとして、情報提供や老朽危険空き家対策をどう考えていくべきかを、検討をしていきたいと考えております。

ただ、家屋を撤去して更地にすると、土地の固定資産税の軽減が無くなり、税金が6倍に上昇すること、或いは解体する場合の代執行事務及び解体費用が回収されない場合の滞納整理事務などいろいろな問題が発生して参ります。このため、この問題については不動産業者の活用、空き家バンクが必要ということになれば、新たにNPOを設立して、委託していくことなども考えていく必要もあると考えます。

いずれに致しましても、空き家は個人の資産であるため、所有者等の適正管理が原則であります。所有者等に対策を確保するよう、指導することが大前提であります。その上で基本的な空き家対策は、空き家の発生抑止対策、適正管理、利活用可能な空き家対策、老朽危険空き家対策など、空き家の実態を整理し、地域住民の皆さんに協力して頂くことも視野に入れながら、対応しなければならぬ大きな課題であると思っております。

ただ、このような全国的な問題から、山形県では昨年10月に、空き家対策に係る対応指針を出しております。一つが県と市町村で連携していくこと。二つが県外からの移住者のために利活用していくこと。三つが県と市町村との役割及び被害防止対策を講ずる場合のルールを明確にしていくこと。最後が空き家対策に関わる制度の改善を国に求めていくことなどが検討されております。更に司法書士、弁護士、不動産業者等の専門家による研修及び相談会の実施も検討されておるようであります。

法的な問題も複雑に絡む問題であり、県の指針に基づく研修会、検討会も開催されるようであります。空き家の調査及び利活用区分を早急に行いながら、現状の把握に努めることは勿論であります。利活用に向けたデータベース化とその情報提供、修繕等の支援措置の考え方の取りまとめを行い、問題点を洗い出しながら、山形県と連携して、空き家発生の抑制と対策にどのように取り組んでいくべきかを、勉強して参りたいと思っております。以上であります。

議長： 再質問許可します。

3番： どうも有難うございました。それでは、2、3質問させて頂きたいと思っております。

まず始めでございますが、昨年の条例時点では、町の空き家の数が80件程度という説明がございましたが、答弁の中では、その後に措置を講じた案件が10件程度あるということで、現在51件という話でございますが、その差と言いますか、数字の差はどうしてこんなに差が開くのでしょうかね。きちんと把握していないのでしょうかね。その辺お伺いします。

町長： 今の質問の80数件という数字であります。ちょっとその辺、正直言って私も把握しておりません。その後に、解体した家屋もあったのかなと思っておりますし、今の現況では、4月に職員を網羅して、調査の時点で51件だと領知しております。

3番： その80件というのは、きちんとした建物ではありません。この条例が制定される時に、さまざまなやり取りの中で、総務課長の方から、今の町の空き家は80件程度あるよという説明がありましたので、その数字を申し上げたところでございます。条例から1年経過して、この4月から再調査をしているとい

うことをございますが、ちょっと遅いのではないかなと感じております。そういう遅い対応といいますか、そういうことが、こういう数字の食い違いといいますか、そういうのに発生しているのではないかなという感じもしております。この件に関しましては、当初、総務課でやるというような話でございまして、その後、空き家の利活用も含めて、今度はまちづくり課でやるのだよというような、そっちこっちたらい回しのような案件といいますか、取り扱いをやっていること自体がこの取り組みが遅くなるといいますか、そういう実態になっているのではないかなと思いますので、その辺りの取り扱いについて、町長の方からしっかりとご指導をお願いしたいと思います。

町長： 確かに、去年の条例の時には、総務課と位置付けておりましたが、総務課の方では財産の管理という面から考えてみましたが、考えてみますと、それを利活用するというもの、空き家のバンクという情報提供というものがありますし、そうすれば、その空き家を利用して、人口増を図るという面もありますので、今年度から、まちづくり課の方にこの管轄を替えたということでもあります。

この空き家についての一番最大の課題というものは、まず、この空き家の所有者の方が適正な管理をしないと、こういうことがあります。ですから、今、町村会等で申し上げているのは、国で所有者が空き家の適正管理をする法律を作って欲しいと申し上げております。そうすることによって、空き家の発生要因というような、いろいろあると思います。今、斎藤議員がおっしゃった通りに、少子高齢化の問題が一番大きいだろうと思います。だとすれば、やはり国の方で法律を整備する。これが一番ではないかなと思います。同時に税金の軽減。税金を軽減しないと、空き家も解体はしないというものがあります。それから解体する費用、これもいろいろ法律を調べてみたら、国の方で半分位は今、25年度までですが、時限立法で25年度まではその半分は出しましょうという法律もあります。ただ、一部の国民、或いは町民の間では、そういう不合理な適正管理をしないものに税金を投与して良いのかという論法もある訳です。ですから、国の法律で、やっぱり所有者が適正管理すること、それからもう一つは、少子高齢化になりますので、一人暮らし、二人暮らしがありますが、まず、親族、家族の中でこれから空き家になるというものを、やはり事前に、親族なり、家族の中でお互いに共有しながら、だとすれば、空き家になればどうするかというようなことまで、これから所有者の調査というか、それを調査しながら、空き家を利用するのか、解体するのか、或いは、町内会に任せていくのか、町に斡旋をしていくのか、こういういろいろな課題というか、ニーズがあるのかなというものを、整理しなければならないだろうと思います。以上です。

3番： 分かりました。町長の方から今後、意思確認という話がございましたが、これから意思確認をするにあたって、私が思うには、専門的な知識を持った建築士さんなり、不動産業者も一緒に伴って、その確認、意思確認は別にして、その建物の状態なり、建築基準法とかありますので、その辺りから、段階的な判断をすることも必要ではないかなと考えております。つきましては、これから意思確認をする際に、役場職員だけではなくて、そういう専門的な知識を持った方々も同行しまして、その段階的な判断をする必要があると思いますが、その辺は考えございませんか。

町長： この答弁書にも書きましたが、不動産業者、町以外の不動産業でしている鶴岡市があります。鶴岡市は家屋調査士とか司法書士、或いは、そういう関係の資格を持った方々が組織としてNPO法人を作っております。斎藤議員も承知の通り、職員ですぐやるというのは、なかなか難しい問題もありますので、その辺は、例えばNPO法人なくとも、建設業者とか、そういうものを柱にして、その事務をその方に任せるとか、委託することも良いのかなと、或いは鶴岡市のようにNPO法人をするのも一考ではないかなというような、二段構えでしないと、この問題はなかなか先程言った通りに、法整備がなればきちんとしたものができますが、それ以前の問題として、誰がどうするかというもの。当然町がその中に入ってして下さいというのが、町民の願望だと思っておりますが、その方法を、今、斎藤君が言った通りに、専門家に任せれば良いのかということ、この聞き取り調査の中の集計を踏まえて、対応していかなければならないのかなと思っています。

3番： 是非、そういう方向でやって頂きたいと思っております。尚、より実効性のある対策をするために、現在の条例から一步踏み込んだ、例えば当町で条例にない公表なり、罰則なり、代執行なり、その辺りの条例の盛り込みというのは、町長はお考えないですか。

町長： この答弁にも言いましたが、罰則しても、罰則は罰則で価値はありますが、代執行というのものもある訳です。ただ、条例よりも上回って、上位法、代執行と法律がある訳です。ですから、条例がなくて

も代執行ができる訳です。そういう意味で、条例を制定する方もありますし、しない方もあります。ただ、条例で制定した場合に、価値観というか、舟形町の条例では代執行もできるのだと、条例なくともできます。でも、舟形町は代執行するそうだと、価値観というかPRというか、そういうものが良いのかな。ただ、国の法律であれ、町の代執行の法律であれ、言わんとするのは、いずれにしても、所有者が経費を負担しなければならないということです。

ですから、先程冒頭で言った通りに、例えば解体の費用2分の1、25年度まで時限立法であります、これをもっともっと継続して欲しいという要望を踏まえながらも、半分は国の方から出てくるとすれば、あと半分は所有者が負担しなければならないということです。ですから、これも解体の費用が大分掛かる訳です。それで所有者が、いやいやこのままにしておくということもある所有者もいるでしょうし、いやいや私も出しますよという所有者もいるだろうと思います。その辺の実態把握も大事なかなと思います。

3番： 代執行は今の状態でも出来るということでございますが、条例に盛り込むのとは、ちょっと表現が違いますので、受ける側も違うと思いますので、その辺り検討されてはどうかと思っております。

ちょっと質問をかえたいと思います。今、税金の問題が町長から出ましたので、先程の答弁の通り、住宅の用地については特別措置が成されているということでございますので、その辺りが逆に、空き家を解体しない要因になっているのではないかと考えます。つきましては、そういう特例措置を空き家に関しては、特例措置を外すというか、その辺りを県と一緒に、国の方に要望していけば、何らかの道が開けるのではないかなと思っておりますので、そういう税金の面につきましても、宜しくお願いをしたいと思います。税金の件でございますが、今、空き家51件ございますが、分かる範囲で結構でございます。固定資産税の徴収状況と言いますか、その辺りをお伺いしたいと思います。

町長： 固定資産税については、中山課長の方からでも答弁したいと思います。ただ、代執行について、先程言った通りに、条例化することはやぶさかではありません。そういう舟形町でも罰則、或いは代執行もするのだというものが、やはりこの所有者、町民全体にお知らせするということが大事なかなと思います。私の家でも、私でなくても、町民の方がいずれは空き家になるのだということも想定しながら、こうしなければならないというものを、予測的に考えておくというものも必要なかなと思います。

それからもう一つは、山辺の方で空き家バンクなり、朝日町でもやっていますが、年に数回家に帰ってくるので解体できないと、数回お盆とか正月に帰ってくるという、この中途半端というか、そういうケースもいろいろある訳です。その辺も、まず実態というものを所有者から見聞して知ることが必要なかなと思います。あともう一つ、空き家にしない為に、空き家を抑制する、これから発生しないという方向で、これは前に、5番の大場清之議員さんもこの空き家について質問した時に私が答弁したのは、住所を移転する、或いは空き家になろうとする場合に、今の管理をどうするのか、解体するのか、町内会に任せていくのか、町にそれを無償で貸すのか、それから売るとか、こういう意向というものも、やっぱり義務ではありませんが、これは把握しておく必要があるのかなと思います。でないと、現状今実態しますけれども、これからの事については、そういう考え方の方が一番良いのかなと思います。前に、大場議員に答弁した件がありますので、その辺も考えてみたいと思います。

まちづくり課長： 空き家の51件の滞納状況であります、調査をしておりませんので、はっきりした事は申し上げられませんが、これについては所有者がいて、亡くなられても納税代理人を指定することになっておりますので、その方から基本的に納めて頂くということです。私の手元にあるものを見てみますと、確かに誰も相続する方がいなくて、滞納が発生している物件もありますが、おおむね、滞納でなくて納まっているという状況にあるかと思っております。滞納の物件も確かにありますが、詳しい資料については、今のところ持ち合わせておりませんので、必要であれば今後調査をして、報告をしたいと思っております。

3番： ありがとうございます。先程、町長がまるっきり空き家ではなくて、時々帰ってくるという家もあるのだよという話がありましたので、先程から私、申し上げているように、空き家そのものの状態と言いますか、ランク付けと言いますか、段階的な区分けをして、はっきりと、全然来ない空き家とか、もう利活用できない空き家とか、たまに帰ってくる空き家とか、そういう区分をする必要があると思うのですよ。その辺り、今、台帳の整理をしているということでございますが、その辺りまで突っ込んだ台帳の整理をやっているのか、その辺りお願いします。

まちづくり課長： 調査については、空き家バンクを作るまで、それから町長が申し上げましたように、

貸付ができるまでということで調査をしております。そういったことで、質問の通り解体の必要があるもの、それから貸付ができるもの、そういったものも全て区分をしていきたいと思っています。尚、空き家バンクを、貸付をしないと活性化にもなりませんので、そういった空き家バンクの要項、それから条例に基づく勧告、それから命令をするための規則が定まっておりますので、勧告もできておりませんが、それらの要項の準備も、今、整っておりますので、そういったことで、空き家の方の活用ができる数が相当あるというようなことになれば、空き家バンクの方も作っていききたいと思います。

それから、町長から答弁がありましたように、県の方で空き家対策に係る対応指針ということで、活用していこうというような、県との連携をこれからしていくということも、計画されておりますので、それらは、県のホームページ、それから町の方にも載せられるような、準備を進めていきたいと思っております。その為の調査を今やっているということでございます。

3番： 宜しく申し上げます。今、課長からあった、空き家等に係る県の対応指針とはこれだと思っておりますが、こういう立派なものを、県の方で作っている訳でございますので、それぞれ各市町村なり、県のそれぞれ持ち場で、役割を明確にして、今後、対応を進めて頂きたいと思っております。

質問をかえたいと思っております。先程、空き家バンクの話が出ましたので、私の3月の定例会でご質問させて頂きました、定住促進の一環に係る空き家の利活用ということで、それについては、今、中山課長の方で具体的に取り組んでおるという話でございましたが、その後、まちづくり課の方でどの程度、空き家の取り組みと言いますか、例えば、隣の最上町に行ってみてくるとか、先程ありました、朝日なり、山辺が先行しているようでございますので、そちらの方に行つて視察をしたとか、そういう状況について伺いをしたいと思います。

町長： この山辺町、或いは朝日町も、代表的なもので今取り組みも、私なりに勉強しております。定住に対する、例えば補助の場合は朝日町も最高で30万円とか、いろんな施策を講じながらやっておりますが、まず、そういうふうには、所有者が利用しても良いですよというものが大前提な訳です。これをまず、しかと把握すると、それで、解体する場合がありますし、だから、利用しても良いですよとなった時点で、定住というものに結び付けていかなければならないのかなと思っております。今、最上町でも、総務省の補助金を貰って、半分位補助金がくる制度があります。これは空き家も利用しながら、今、5戸位のうち2戸位入っていますが、これを中山課長が勉強されております。その状況について、中山課長からお願いします。

まちづくり課長： 現在は、端的に申し上げますと、市町村の視察はまだ行っておりません。今現在は、いろんな調査物を、いろんな状況の資料等は集めております。

例えば、今、町長が申し上げました、最上町の方の空き家を活用したものについては、うちの方も、最上町さんの方に電話をするなり、条例のやつをネットで頂くなりして、今、調査をしております。最上町さんの場合については、総務省の補助金を頂く為には10年以上借りなければなりません。そういった条件があって、350万円を上限として2分の1を補助するという仕組みがありますが、そういったことで5件やっておりますが、4件については貸し出しが終わっているそうですが、1件についてはまだ空いているようです。その1件については、10年借りなければならぬことになっておりますので、その管理を町職員が行っているということで、今の時期であれば窓開けとか、雪下ろしとか、そういった大変な状況になっているということをお伺いしております。そういったことで、事業の方に入っていくべきかどうかということについては、まず、実態を調査して、貸せる物件については、そういったものに取り組んでいく必要があるだろうと思っておりますが、ただ、今現在、役場のまちづくり課の体制では無理でございますので、先程、町長が答弁した通り、不動産業者とそれからNPO、そういったところとの連携をしていく必要があるのではないかと考えております。特に、最上町さんの方では5棟を10年間借りて、例えば標準的なところであれば、4万円で貸している物件については、地権者の方から2万5,000円で役場の方が借りて、4万円で町が貸すという状況のようです。1万5,000円は町の方に入ると、上手くすれば10年間入って頂けるということですので、そこら辺が町の税金の負担を埋める部分なのかなと思っておりますが、ただ、いろいろ、例えば、向町の町内であれば借りる人もいるようですが、だんだん奥の方に行きますと、借りない、役場の方で借りられない、借りても空くだろうというところについての線引きが難しいと言われております。そういったところについて、どういうふうにするべきかということもありまして、いろいろ空き家の対策については、大変さまざまな問題があるようです。

そういったことで、町の方で勧告を出すにしても、解体をするにしても、費用負担の問題から審査会を設けて、解体をすべきなのか、町の方で税金を入れるべきなのか、いろんな仕組みが必要でありますので、まずは、そういったところを把握していく必要があるということ、それから先程質問がありましたが、代執行までをすることについては、それなりに啓蒙的な問題はあるかと思いますが、実際に代執行をした時の問題ということもありますので、少し県の方と連携をするという方向性が打ち出されておりますので、そういったことを勉強しながら、今後進めていきたいと思っております。

3番： ありがとうございます。町長も先程おっしゃられておりましたが、それぞれ県内の、他の町村でも空き家バンクについて、取り組みを進めているようでございますが、総じて上手くいっていないのが、実態ではないかなと思っております。

つきましては、只今、課長からご答弁ありましたような内容で、今後とも具体的に進めて頂きまして、より実効性のある空き家対策にして頂きたいということ、ご希望申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。終わります。

議長： 以上を以って、3番齋藤議員の一般質問を終結致します。

ここで、午後1時まで休憩を致します。(11:43)

議長： それでは、休憩前に復し会議を再開致します。(13:02)

引き続き一般質問をお受け致します。

4番： それでは、質問の主題と致しまして、新教育長の元保育園小中学校の一貫教育をどのように進めるかと題して質問をさせていただきます。

平成25年の新年度がスタートし、教育関係もまた新たな体制でのスタートとなりました。長年公職に努められた伊藤教育長に代わり齊藤教育長がバトンを引き継がれ、今年度は四つの小学校が統合し、新舟形小学校となり町には一保育園、一小学校、一中学校となりました。この機会を好機ととらえてか、保育園を教育委員会の管轄とすると町から報告がありました。これにより保、小、中学校の一貫教育が可能となりました。そこで、今までの保育園業務の中での教育方針と教育委員会に組み込んだ一貫教育の中の教育とではどのような違いがあるのかを質問致します。

また全国でも珍しい保育園からの一貫教育でどのような人材を育てようとしているのか教育長に質問致します。

町長： 2番佐藤広幸議員の質問にお答えします。

舟形町では2010年に第6次舟形町総合発展計画策定し、この計画に基づく町政がスタートしました。これらを受け、舟形町教育委員会では町の教育目標を「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」と定め、今年度は4年目になります。それに基づき学校教育の指導の重点「ヴィーナスプラン」が毎年示され、そこに目指す目標「3つの力と2つの心を持つ子ども」、そして学力、実践力、意志力、思いやる心、愛郷心のそれぞれの子どもの像が示されております。

舟形町で考える一貫教育とは、教育目標や目指す子供像に向かって保育園、小学校、中学校の発達段階で連携しながら教育にあたっていくことだと考えております。

この質問の具体的なことについては、教育長に答弁させます。以上であります。

齊藤教育長： 一点目のご質問の「今までの保育園業務の中での教育方針と、教育委員会に組み込んだ一貫教育の中の教育ではどのような違いがあるのか」ということですが、ヴィーナスプランが示されて以来、目指す子供像については、それぞれ保育概要の中でも示されてきました。今年度、これまでとの大きな違いは、このヴィーナスプランの目標の3つの力と2つの心をそなえた子どもの姿を目指し、今年1年間、どの行事や活動でそれを達成するのか、またその行事や活動の主担当や担当は誰かなど具体的に示した経営がなされようとしていることが大きな違いであり、特徴であります。こうした経営は学校経営と同じ歩調として期待しております。

また教育委員会としては保育園が教育委員会管轄になった良さを生かし、保育園の園長、小学校、中学校の校長、教頭、教務主任からなる管理運営委員会という組織を立ち上げ、一貫教育の充実のための話し合いを行っています。こうしたこともあり、今年度の舟形小学校の経営の重点は挨拶、読書、体力ですが、保育園の重点もこれに合わせて進めようとしており、例えば外遊びの励行などが同じ実践として動き出しているところであります。これまでと違って教職員の実践レベルで一緒に進められようとしていることが

これまでと大きな違いであろうと考えております。

二つ目の「どのような人材を育てようとしているのか」についてお答え致します。

どのような人材を育てようとしているのかということについては、これまで議論して設定された「町の教育目標」に示された姿だと考えております。すなわち「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」であります。今年度の「舟形の教育」にも示してありますが、「地域に育ち」とは地域に支えられながら、地域の持つ力によって人間としての成長を図る、ということであり、地域の中で、子供も大人も心身ともに成長、充実することを意味しています。「地域を育てる」とは私たちが育ててくれる母体である地域の力を衰退させない、ますますパワーアップさせるということの意味しております。広く世界に目を向けながら、町の良さや課題を理解し、よさを伸ばし、課題を改善することをいとわない前向きで実行力ある人間を目指すものであります。

こうした人材を育成するには、就学前教育、学校教育のみならず、社会教育、社会体育の連携教育が不可欠であり、教育委員会以外の関係各課との連携も重要になってくるものと思います。その上で就学前教育と小学校、中学校の学校教育における12年間の中で重要なことは、知、徳、体の調和のとれた自立した人材を育てることであり、目指す子供像に向かってそれぞれの段階で具体的な役割を果たすことが肝要になってくるのです。

この五月に舟形中学校において、ほほえみ保育園、舟形小学校、舟形中学校の教職員が一堂に会して、授業参観を行い、そのあと研修会を実施しました。特に小中連携に関しては、学び部会、心部会、体部会、そしてふるさと部会に分かれて、子供の活動を充実させるため、何を共通に実践していくか、ということについて話し合ったところです。今後も保、小、中の連携の会議や研修会を行います。例えば小学校、中学校の教員が交換授業を行う計画もありますが、これは1小になったよさを生かした取り組みであり、今後、広げていきたい実践の一つであります。

このように今年度は、1園、1小、1中になって、12年間の子供たちを見据えた一貫教育を充実させるスタートの年と考えています。一貫教育により、「地域に育ち、地域を育てる町民」を目指し、これまで以上に、郷土に誇りと愛着を持つ、生き生きとした子供が育ってくれるよう願っているところです。

以上よろしくお願ひ致します。

議長： 再質問を許可します。

4番： 答弁有り難う御座います。

町の総合発展計画2010年に出された、2010年の段階でもうすでに保小中の保育園、小学校、中学校の一貫教育をするのだという、そういう実現の為に3年前から取り組んで、もっと以前からもそうでしょうけれど、大綱として現れたのは3年前から示して、そしてようやく今年その保、小、中学校の一貫教育が無事にスタートできるということになりました。

さらに日本の政権ですけれども、安倍政権のもとアベノミクス経済ばかりが言われていますが、安倍政権では経済再生と教育再生を大きな柱に掲げておる訳です。という意味で去年発足した安倍政権ですから今年度がまさに新しいスタートということになるろうかと思ひます。その国の方針でもこれから国際人を育てていくということで、保育園や小学校や中学校、保育園からも共通語である英語等に取り組んでくという方針も示されておるようですけれども、是非そういった形で真の国際人も育てて頂きたいという思ひもあります。

しかし反面、国際人が育てば、やはり少子化の波で地域に残る人が少なくなるのではないかという懸念もあります。ですから教育長が答弁されたこと、あるいは国の方針等の政策等にそったこのヴィーナプランという3つの力と2つの心、非常によくできた方針だと思ひます。あらゆる面で色々なことを網羅して、非常によくできた指針だと思ひのですが。新しい教育長の言葉としてこの政府あるいは舟形町が言うなれば世界あるいは日本で活躍できる子供を一方では育てようと、保小中の一貫教育を進める、しかしある一方では郷土を愛し郷土に対して思いやりのある、人に対しても思いやりのある子供を育てようとしている。どちらを優先して、あるいはどういう考えで、相矛盾していると思ひます。世界に活躍する子供と、地域に残って活躍する子供、これを教育長はどのように考えてこういった教育方針をとろうとしているのか、その点を一点伺いたいと思ひます。

町長： 後ほど教育長から答弁すると思ひますが。なんといたってもこの舟形町の教育、25年度作ったこの

教育、ここに「生きる力の育成に向け」とあります。私は基本的に人間としてどういう生き方をするのかというものが教育の基本だと思います。どうやって自分は将来ともに生きていくんだということが私の大きな教育の目標です。小中保小、一貫教育になりましたが、皆さんにも来年から教育委員会でこの任を担うという根底は、今まで保育業務というのは福祉関係のサイトが非常に多かった。これを保育にかける子供の中に教育というのは勿論ありますが、保育をするというのが一番大きな要点であったと思います。

従いましてこの度全部一つになりましたので教育委員会という一本の教育機関を設定して、その中に保育業務、保育園の教育もそこでやってもらう。これは3年前からも保育園就学前の教育、保育園、小、中となりましたが、そこにもう一つ学童保育も教育委員会でお願ひしたいということで、教育委員会の太田委員長の方に申しました。従って保育園も小学校も学童保育も中学校も、四つの教育機関の管理運営のもとやってもらいたい。これを目指すのはやはり人間として生きる力をどうするのか、今国際的な質問がありました。基本は私はそのように考えております。

二点目が考える子供でしたね。今コンピューター教育でとにかく記憶とか能力、記憶能力はコンピューターには敵いません。これを超える創意工夫のできる、考える人間を育ててもらいたいという願望ももっております。それは国際的にも競争する能力、あるいは地元に残る能力という今ご質問がありましたが、地元に残るといふことも別な面からの企業なり働く場所なりが密着していかないと、なかなかできませんが、ただ子供たちと会う時には「あなた舟形に残るの」と必ず私は申し上げますが、それと国際人ということもありますが、一番大事ものは先程教育長の答弁にあった通り知育、徳育、体育、知識を養いながら、徳育は心を養ってそして、それをするためには体力の向上がなければなりません。この3つが私は人間力です。人間力の向上を目指して頂きたい。

あと色々な補完という事項もありますが、私はそのように考えながら、この度教育委員会のほうに一貫教育を具現化してもらいたい。これは山形県でもないと思います。今大江町でやろうとしています。大江町の町長さんも教育長の経験者です。二人で会ったときに色々情報交換していますが、渡部町長さんも教育については堪能な方です。大江町長さんとの連携も深めながらいい方向に子供たちの教育という面から取り組んでまいりたい。

齊藤教育長： 今町長からお話があったことにつける訳ですが、私の方から今のところ、これまでの国の方針等を絡めて話してみたい、あるいは確認してみたいと思います。

と言いますのも現在の安倍政権の下で教育再生会議等が行われておりますが、この根本にある改革の元は平成20年頃に告示されました現在の学校の教育基本法であり学習指導要領でございます。その最も現在日本の子供達の基本となっている考え方が、もうすでにこの中に示されている訳です。そうした柱の一つに今議員さんが言われた、簡単に言いますと伝統文化と国際理解、平和も含めてですが、そういった考えがございます。これは分けて考えているのではなくて、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すると共に他国を尊重し国際社会の平和と発展に期する態度を養うこと。というようなことで並列に扱っております。この意味は何かと申し上げますと今議員さんが言われたように、これからはグローバルな社会に飛び出していく日本人を育成するという考えもございしますが、その根本になるのはやはり郷土を愛し、地域を愛するという心があって、更にそういった日本の文化とか伝統を知らなければ国際社会に旅立っても幅広いと国際人にはなれない、そういった主旨があるのではないかと思います。こういった考えは色んなところにございまして、舟形町でこれまで非常に特徴的な取り組みとしてやって参りました英語教育活動、これの基本的な考えの中にもこういった両方の面が織り込まれております。英語を学ぶその対極として地域を理解する、地域を愛さなければそういった英語活動も充実されないという捉え方です。私達はどちらをとというのではなくて、立派な国際人或いは先程町長が言われたように知、徳、体の生きる力を持った子供達というふうになった時には、やはり発達段階もございしますが、地域に親しみ先程申し上げたとおり誇りと愛着を持つ子供達、そういった視点を忘れないで育てながら、それに合わせて色々な意味での国際的な目を開かせていくということと同時にしていく必要があるのかなと思っております。

それと関連致しまして具体的に、今年の保育所の先程の外遊びの励行が変わってきたと申し上げたのですが、その他に英語活動も大きく充実していると捉えております。と言いますのはALTの訪問回数が増えました。去年までは月一回年長への指導のみだったのですが、今年から年中へ月一回活動を増やして行っております。二つ目が保育園の保育士が指導法改善の為、小学校の英語活動を参観するというのも考

えております。三つ目として英語で遊ぼうという活動を保育園で計画いたしましたして、そういった事の計画をこれからやっていこうという話し合いが動き出したということを知っておりまして、非常にいい流れだなと思っております。

4番：ではまず忘れないうちに、教育長に対しての再質問ということで、私も二年間ほど海外で生活してきた訳ですが、英語を日本人は喋れるだけで歴史を語れない、海外の方々の関心というのは日本の歴史について関心がある。しかしそれを喋れない、ただディスイズザペンだけの事を喋る日本人には評価が低いという指針を出された事があります。そういったことを受けて、やはりこういった郷土の歴史なり日本の歴史なりそういったものを勉強させるという機会が出てきたのではないかと。

そこまではいいのですが、そこから一步発展させてその我が町の郷土なり日本の歴史なりを英語で喋れるそれを教育していく必要があるということが必要なのではないかと私は考えています。必ずこれは間違いないと思います。その町の歴史を語れる日本の歴史を語った時にその若者達が日本に連れてきたり、或いは舟形町に連れてきたりという交流の場が生まれてくるものだと。それはやはり中学生からの英語教育ではなく幼児からの英語教育というのが大切であろうと思います。一つ私の要望としては、舟形町の歴史縄文の女神を英語で語れる、或いは若鮎の里の鮎の事を英語で語れる子供達を育てられるような教育を是非行なってほしいと要望したいと思います。そして町長の先程の答弁に対して再質問させていただきます。

コンピューターを操ることのできる人材ということで、非常にいい考えだと思います。というのは全国学力テストというのは今まで抜粋した小中学校の国語と数学だったはずですが、今年から全国公立の小中学校に全国学力テストというのが導入されるはずなのですが、それに先駆けて理科のテストを行った試験的にでしよけど、その結果が出ているのです。その結果こういう結果が出ている。2012年から学力テストに理科が加わった、小中学校共に観察実験の結果を整理分析説明する力が弱いという結果が出て、理科離れが明らかになったという結果が出ている訳です。ですので、やはりそういったコンピューター関係にしても元々造るのは人な訳ですから、こういった弱いところの人材教育を推し進めていく必要があるのではないかと思います。これもまた、外で遊ぶとか、植物を観測する或いは動物を観測する、そういったそこでして疑問を持つというそういった遊び方をしなかったが故の一つの代償としてこういったものが表れてきているのではないかと思う訳です。

今後は国語、数学、理科が学力テストになってくると思うのですが、比較的山形県というのは学力テストで結構上位の方にいっているのです。秋田は断トツで上なのですが、五本指以内には大体入っている学力テストに甘んじることなく、やはりそれこそトップを目指す位の気持ちでこういった学力テストに向けて取り組んでいくべきではないかと思えます。一部で過剰な競争がどうかという議論がありますが、ある意味世の中に出れば競争社会だということも子供達に知って頂かなくてはならないということで、その点で理科この弱いと言われる理科についてこういった形で取り組んでいこうと考えているのか再質問させていただきます。

町長：コンピューター教育と申し上げましたが、このコンピューターに負けない能力これから必要だろうと思えます。今佐藤議員が言った通りに理科ですが、国語とか数学というのはだいたい単一的にぱっぱと計算はできると思えます。誰でもと言うか。問題は理科。理科というのは、なぜという疑問を持つこれが理科です。そこで考える人間というものは、理科だと私は思えます。平凡的に国語とか数学、社会歴史を学ばばいい訳ですが、そういう面で理科というものは、なぜという疑問を持つそこから創意工夫をするというものが出てくるのだろう。ただ全体的なのは分かりませんが、理科の教員が少ないというようなデータも見たりします。ですから、理科というものの教員の養成も必要ではないかと私は思えますそれが第一点。

それから先程の英語で歴史を教えるというものも、グローバル的なもので大変良いことだと思います。ただ縄文の女神についてだけ申し上げますが、縄文の女神を日本語で町内の方にも町外の方にも言えるのかということなのです。英語をする前にそして舟形町にこれから縄文の女神或いはそれを見に訪れる方々が沢山来ます。これに対して町民も子供達も縄文の女神のことについて経過なり思いなりを語れるような教育が一番ではないかと思えます。後は教育長から。

教育長：ありがとうございます。まず、今、町長からお答え頂いた英語の方に関しての私の方の考えでございますが、今、町長が言われた通りだなと思えます。基本的にはこういった考え方、大賛成でござ

ざいまして、身近な例と致しまして、山寺小・中学校の取り組みが非常に参考になるなと思っております。と言いますのは、あそこは芭蕉で有名なところでございますが、そこに観光で訪れた方々に、山寺小・中学校の子供たちが自分で考えた山寺の紹介を英語ですという取り組みを実際やっております、こういったところが参考になるなど、つまり、郷土なり、地域なりを自分たちが英語に訳す中で、改めて、そういった価値に気付いていくということからも、非常に良い取り組みであろうかと思えます。今のところの町長のお考えを頂きながらも、少し参考にさせて頂きたいと思えます。

理科につきましては、先程議員さんが言われた通り、基本的なところで、やはり最も大事な、先程の議員さんの繰返しになりますが、観察とか触れ合いというものが、小さな幼児期であればある程、そういった段階での触れ合いというのが、大事なのだろうと思えます。そのところで、まず、出来るだけ自然に触れ合うとか、自然体験をするとか、自然の中でさまざまな関わり合いをするというような、そういったところが基本になって、小学校、中学校という段階に、自然現象、自然事象に対して、町長は先程、ハテナという疑問を持つとおっしゃったのですが、そういった自然事象に対して、さまざまな、まずは、いろんな思いを抱く、なぜだろう？不思議だな？という思いを抱く、そういった形が整うことが第一番目なのかなと思えます。それに対してやはり、我々教育委員会としては、そういった教員を育てる事が、第一番目でございますし、また、そういった条件整備、学校でいきますと実験観察、十分なものがあるかどうか、そういったところを充分見ていく必要があるのかなと思えます。基本的には、まずは、保・小・中との絡みでのご質問だろうと思えますので、その幼児期につきましては、そういった自然体験。この重要性という辺りが理科教育の最も基本的なところかなと思えます。

4番： この理科とか、英語とか、ちょっと専門的な分野になってくるところは、国でも、教職員を約1,400人増員するという方針を出しているようであります。これは、いじめ対策の問題も絡めて、1,400人増員されるようです。

少し話題を変えますが、このいじめ対策、或いはそういった道徳教育というのも、下村大臣は今後導入すると言っている訳です。来年度からスタートする為の検討会を進めているようですが、今年度から、民主党時代に廃止された心のノートなるものが全小学校に配布されるという試みが成される訳です。その道徳教育について、私が非常に疑問に思っているところを一つ質問させて頂きたいと思えます。

この3.11、東日本大震災の後に、日本では暴動が起きない、略奪が起きない、或いは人々を思いやる、助け合う気持ちが素晴らしいということで、称賛された民族が、なぜ、何故に、先程3番議員が質問された空き家。自分たちが住んで育った地域に空き家を放置するような民族になってしまったのかなというのが疑問なのです。世界でこれだけ称賛される道徳心を持ちながら、我が町、我が家を面倒みるというか、後で処分をするという道徳心が欠けるのはなぜなのかなと思えます。ここが30年、40年前の教育が今になって現れたのではなかろうかと、私は推測している訳です。町内会行政にも随分携わっておりますが、こうやって育てている親御さんたちが多いです。「あなたの好きな仕事に就きなさい。」「私の面倒は将来見なくて結構だから、あなたの好きなような仕事をしなさい」まさに、その通りの世の中になったなと私は感じています。これを、今、修正する教育がスタートしたのだろうと私は思っています。ですから、この子供たちの教育の中に、将来的には、一言目、二言目には、田舎には仕事がないから、子供たちを外の仕事に出してやるのだなどという考え方ではなく、仕事がない地域なら仕事を持ってこい、仕事を作れ、作るのだという、そういう子供たち、青年を育てて頂きたいなと私は感じている訳です。まさに今、この地方で起きている過疎化、或いは、空き地、空き家の問題等は、やはり教育の成果だと私は確信しております。これを修正するのも教育の成果として、これから期待する訳ですから、これは長い時間が掛かると思いますが、是非、そういった地域の、言葉は変ですが、後始末をする。或いは後始末をするだけでなく、発展するという言葉は何度も書いてありますが、最後まで家を見る、或いは親たちの面倒を看するという教育も必要なのではないかなと思う。それが最後の質問です。

町長： その弊害の一つが私はコンピュータだと思えます。コンピュータ教育も、その一つの弊害であると思えます。ですから、理科にしましても、なぜという疑問を持たない人間の育成と言いますか、これからは空き家の問題もそうありますが、舟形町のみならず全国的な問題でありますので、そういう面が今度安倍内閣の教育再生のことに入ってくるのだろう。グローバルな面もありますが、なぜという疑問を持って、それを自分で考えるという、思考能力がやっぱり大事なかなと思えます。今、教育ばかりでなく、

教育という中で産業も、農業も観光も相当ある訳です。そこで創意工夫する人間は舟形町でもなかなかいないですよ。それをどうするかということですから、舟形町以外の方々の考えも入れながら、こうしようという創意工夫というものが、これから大事な要素になってくるのではないかなと私は考えております。

議長： 斎藤教育長、26秒位で出来ますか。簡単をお願いします。

斎藤教育長： 地域にやはり目を向けるということ、肝に据えたいと思います。そして、学校で育てる我々の仕事というのは、やはり大人になった時にどういう仕事に就くのかという自立した、或いは、選択する能力だとか、自立する人間を育てることだと思います。宜しくお願い致します。

議長： 以上を以って、4番佐藤広幸議員の一般質問を終結致します。

それではここで、太田教育委員長と加藤農業委員会会長が退席致しますので、この場で暫時休憩をしたと思います。どうも御苦労さまでした。(13:43)

議長： それでは、会議を再開致します。(13:44)

日程第9

議長： 日程第9 報告第2号 平成24年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。産業振興課有路課長。

産業振興課長： それでは、私の方から報告させていただきます。議案書の9頁をお開き下さい。

報告第2号 平成24年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について。
平成24年度株式会社舟形町振興公社の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。平成25年6月10日提出 舟形町長

議案書の10頁をお開き下さい。始めに、別にお渡ししております別綴りの平成24年度株式会社舟形町振興公社経営状況報告資料の方から、説明させていただきます。

1頁をお開き下さい。舟形町振興公社の概要ですが、1番の名称から6番の役員までになっております。舟形町が100%出資の会社ということで、議会に報告することになっております。昨年と変わったところは、23年度は4番の事業目的の所に、紙すき体験指導に関する事項がありましたが、24年度は計上しておりません。

次に2頁をお開き下さい。これは各施設の利用状況をまとめたものです。一番上の表は「若あゆ温泉の利用人数」をまとめた表になります。23年度の利用人数が少なくなっておりますが、これは東日本大震災の影響で落ち込んでおります。表の中の青い部分は特に目立って減少している数字となります。24年度の利用人数は13万4,000人程と回復しているのですが、通常ベースよりもやや下回っております。これは原因として考えられることは、まず一つに、高齢者に多い常連客がやや減ってきているという状況があります。例えば、デイサービスのほうに代わられた方ということがあります。二つ目に3年続きの豪雪の影響で、12月から3月までの利用者数が、以前の数値よりも減少していることが挙げられると思います。また更に周辺地域が過疎傾向にあるということも影響していると思われまます。

次の表につきましては、「コテージ」の利用状況をまとめたものです。23年度の利用人数が9,000人程と、利用状況が高くなっておりますが、これは大震災による原子力発電事故からの避難者、主に南相馬市や浪江町になりますが、その避難者を受け入れたことで、高い数値ということになっております。表の中の青い部分がその数値となります。24年度は通常の利用状況となっております。次の表につきましては「テントサイト」と「バンガロー」の利用状況をまとめたものです。いずれの施設もわずかずつですが増加傾向にあります。「テントサイト」ですが、昨年、大雪の影響により壊れてしまい、その復旧が必要となっております。また、ふれあい広場での施設が全体的にナナガレ、対策も含む修繕が必要となっており、今回の補整にも上程しておりますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

次に3頁をお開き下さい。平成24年度舟形若あゆ温泉等の、管理運営に関する収支をまとめた表です。最初に収入ですが、収入合計はこの数年、若干ずつですが減少しております。これは、若あゆ温泉の利用人数と連動しているものと考えられます。その中で、23年度の固定時収入が前年度よりも1,400万円程高くなっていますが、これは先程説明致しました、原発事故の被害者を受け入れたことによる収入増ということになっております。次に支出ですが、支出合計もこの数年減少しております。その中で温泉光熱費ですが、燃料等の単価が高騰して年間200万円ずつ増加しております。反対に町への繰入れの負担金については、平成23年度よりも24年度の方が800万円減少しております。これは平成23年度のコテージ収入が高

かったことや、温泉の光熱費が増加したことが大きく影響している結果ということになります。その他には消耗品、修繕費が減少しておりますが、経費節減や適正管理に努めた結果ではないかと考えられます。

それでは議案書に戻りまして、11頁の方をお開き下さい。公社の会計は、一般法人会計としているため、消費税は計上されておられません。宜しくお願ひしたいと思います。平成25年3月31日現在の、資産の部と負債の部の貸借対照表になります。左が資産の部の流動資産になります。総額1,923万813円となっております。内訳は、現金の149万2,580円の手持ち金となります。普通預金は年度末現在の普通預金になります。固定性預金は町の出資金の1,000万円になります。売掛金の429万5,399円は売上代金の帳簿上の未収金で、主に緊急雇用受託料等になります。商品は棚卸の額になります。

次に右側の負債の部になります。同額の1,923万813円になります。流動負債ですが6項目になります。買掛金は食材や商品の年度末に仕入れた物の支払い分になります。未払金は主に3月中の人件費や光熱費等の一般管理における未払金になります。未払費用は入湯税になります。未払法人税等は決算に基づく平成24年度の法人税になります。未払消費税は決算に基づく消費税の支払額になります。預り金は職員が負担すべき3月分の社会保険料等の金額になります。その合計が877万7,841円となっております。次に下段の純資産の部の株主資本になります。1,045万2,972円は振興公社の資本金1,000万円と、後程説明致しますが、平成22年度の43万4,372円と平成23年度の利益剰余金1万8,600円の合計、45万2,972円になります。負債の金額として流動負債877万7,841円と、純資産1,045万2,972円の合計金額、1,923万813円となります。

次に12頁をお開き下さい。損益計算書になります。売上高ですが、先程、資料の3頁で説明した内容ですが、この金額は消費税を抜いております。委託料収入の541万1,032円ですが、緊急雇用委託料311万1,032円と、町からの管理委託料230万円となります。温泉の売上げは7,897万9,807円、コテージの売上げは1,846万4,076円となります。次に売上原価なのですが、平成24年度棚卸分71万9,652円になります。次に温泉商品仕入れが1,093万1,233円、温泉食材仕入れが814万2,768円、同様に、コテージ商品仕入れが1万3,240円、食材仕入れが81万846円となります。その合計から期末棚卸111万2,185円を差し引いた金額、1,950万5,554円が売上原価となります。売上総利益は1億285万4,915円から、売上原価1,950万5,554円を引いた金額、8,334万9,361円となります。

次に販売費及び一般管理費ですが、先程の資料3頁の内容となります。その金額が、中段の販売費及び一般管理費の合計となります。売上原価の8,334万9,361円から一般管理費の8,387万1,373円を差し引いた額が営業損失金額の52万2,012円となります。その下段の営業外収益ですが、受取利息の1万1,606円と、雑収入の62万3,306円を合わせた金額63万4,912円から、営業損失額の52万2,012円を差し引いた金額、11万2,900円が営業利益となっております。その金額が課税対象となり、その金額から法人税9万4,300円を差し引いた額1万8,600円が純利益となります。

13頁は先程申し上げました売上額一般管理費の内訳となりますので、割愛させていただきます。

次に14頁をお開き下さい。これが株主資本等変動計算書になります。資本金が1,000万円、これに対して、昨年度からの残金43万4,372円と、先程お話しした純利益の1万8,600円が加算され、資本金合計が1,045万2,972円となります。

次の15頁は監査報告となります。以上、報告と致します。宜しくお願ひします。

議長： これより質疑に入ります。

5番： 振興公社の代表取締役も、今回から代わった訳ですが、その辺は、今までは町の中での役員構成の中で、一切費用が掛かってなかったことも事実だと思うのですが、今回、取締役が代わった中で、タダで支配人というか取締役としてやっているのか、その辺と、後は、先程、有路さんの方に文章を手渡しました。これはどこまで信憑性があるかは分かりませんが、若あゆ温泉の不手際等の問題が書かれておりました。その辺が、今後どのような対策を講じるのか、その辺ちょっとお願ひします。

産業振興課長： 最初の質問の、この度平成25年度で役員が2名代わっております。代表取締役に豊岡信尋さんから、大場武志さんの方に、そして取締役として渡辺晴美さんから、私、有路正文に2名代わっております。その他に、取締役につきましては、総務課長の高橋と、今まで支配人でもあった沼澤正信さんの、役員体制になっております。先程、ご質問のあったように、公務員につきましては、報酬は今まで無しできておまして、この度、代表取締役になりました大場代表取締役につきましては、月10万円の報酬で任に当たっておられます。これが報酬の件でございます。

次に大場議員が昼休みに、私、文章を頂いたのですが、若あゆ温泉に対しての数点の苦情の文章でございました。その文章の内容につきましては、

議長： 有路課長、一問一答なので、5番、良いですか。

5番： はい、分かりました。

9番： 今、有路課長から説明があったのですが、一つお聞きしたいと思います。沼澤正信取締役、これは支配人ということで取締役になっている訳ですね。今回、支配人は伊藤支配人に代わっている訳ですよ。どういうことで、正信取締役に変わったのか、説明をお願いします。

産業振興課長： 昨年度までは、沼澤取締役さんは支配人もしておられました。この度、支配人につきましては、職員の伊藤さんが支配人ということで人事になりまして、沼澤正信さんにつきましては、支配人の職はとれております。今は、先程申し上げた通り、取締役という役職で、若あゆ温泉の役員の中の1名ということで当たっておられます。

9番： そうすると、今の支配人は役員ではない訳ですね。そして、この沼澤正信取締役は無償でやっているのですか。

産業振興課長： 先程、私、公務員は無償でということのお話申し上げたのですが、沼澤正信さんは勿論、公務員ではないので報償費は伴っております。確か、月2万円だったかな？すみません。

総務課長： 私も、取締役に一応名前を連ねておりますので、先程、9番議員からご質問ありましたが、大場武志代表取締役ににつきましては、県民ゴルフ場の支配人を兼ねるということで話ししまして、週に2回程度現場で指導頂くことになりました。そして、前の沼澤正信支配人であります、長く経営に携わったということで、今までの経過をよく理解しているということもございますので、あと、代表取締役の大場さんの方からも、ちょっと要請ありまして、少し慣れるまでいろいろ今までの経過等も聞きながら、経営に携わっていきたいということで、沼澤正信さんで年間23万円だったと思いましたが、その報酬を支払うということをお約束しております。以上であります。

5番： 先程、有路課長の話の通り、一つの資料を提出しました。そうした中で、振興課としては今後このような問題、トラブル等をどう考えているのかなど、宜しくをお願いします。

産業振興課長： 昼休みに文章頂いております、若あゆ温泉の苦情等、ご意見等の内容の文章なのですが、文章の内容につきましては、シャワー、ボイラー等の不具合で、ゴールデンウィーク等で水が出づらいという状況で、お客様に不快な思いをさせたというような項目と、後は、脱衣所に綿ゴミ等が結構目立っているのだと、このような内容の文章を頂いております。

最初なのですがシャワーの不具合についてお答え致します。シャワーの不具合の状況については把握しております。ボイラーの不調からということなのですが、ボイラーの不調については、半年ほど前頃から出ておまして、今年の3月議会において、若あゆ温泉の給湯熱交換器の入替工事の経費を計上させて予算化して頂きました。早速、入札の準備に取り掛かりまして、3月19日には各業者に入札の案内を通知しております。3月26日に入札を致しまして、弘栄設備工業さんが441万円で落札しております。工期が4月1日から6月28日ということで、発注繰越しの24年度の予算で対応しております。そこで早速、工程会議を受注した業者さんと持った訳ですが、やはり、町側、温泉側としましては、1日も早く改善したいということで、工程会議の中でいつ改善するかという、工程表の協議をしております。

若あゆ温泉の給湯熱交換器の設備につきましては、既製品では対応できないということで、工場製作で設備を造るということの話になっておりました。その工場で作ったやつを若あゆ温泉の方に持ってきて、設備を導入するということなのですが、その時期を、先程も話した通りに、なるべく早くという打ち合わせを随時しております。それを急いでくれという時期が、実は6月10日今日から明日、明後日この給湯熱交換器を若あゆ温泉の方に設置しております。今年度につきましても、ゴールデンウィークにシャワーの不具合の苦情が特に集中した日にちにつきましては、ゴールデンウィーク中の5月4日のことでありました。その時は勿論、私も行ったのですが、大場代表取締役さんも、沼澤取締役さんも温泉に来て対応しております。実際、シャワーは全部で十数機あるのですが、連休の時は勿論、お客さんが多くなるということで、連休前まではシャワー2機を休んでおりました。連休は、今話した通りに、利用状況も多いということで4機休んで、お客様の対応しておったところでございます。それでも足りなくて、5月4日に、もうお湯が出てこないよという状況が出てきて、お客様に相当ご迷惑をおか

けしたところで申し訳なく思っております。

今現在、まだ設備的にちょっと不安なところもあるということで、2機を休んで運営しています。そんなことで、お客さまに大変ご迷惑をおかけしたということで、職員と役員一同反省しておりますし、今後このようなことの無いように、日常管理を徹底していきたいと思っております。

5番： その事情がいろいろあると思うのです。ただ、舟形町の町民の皆さんからも、何回言って直すのだという苦情を我々も言われます。若あゆ温泉に行っても毎度、対処します、今後とも全部指導しますという言葉は吐くのですが、それが全然前に進んでいないというのが町民の見方なのです。だから、あえて私にも投書が入って、こういうことをあなた方はどう考えるのだという投書が入った訳なのです。だから、今後ともこういうことのないように前へ前へと、やはりお客が相手なのだから、その辺の落ち度のないように、今後ともお願いしたいなと思う訳です。

産業振興課長： 質問のもう一つのところの、綿ゴミの件で回答忘れたのですが、若あゆ温泉掃除につきましては、夕方まで1日3回実施しておる訳です。夕方から夜閉店までには2回しているということで、サイクルで掃除の巡回しているのですが、綿ゴミについては、冬、着ている服の毛もあって、結構目立つということもあるのですが、そのようなことはお客様に対して申し訳ないということで、この掃除の回数を今後増やしていきたいということで、指導していきたいと思っております。

議長： 他にありませんか。それでは、10分間だけ休憩をしたいと思います。(14:11)

議長： それでは、休憩前に復し会議を再開致します。(14:24)

最初に総務課長の方から、先程の答弁に対しての訂正がございますという申し出がありましてので、お受けしたいと思います。

総務課長： 先程の取締役の手当て関係であります。代表取締役の報酬ですが、これは、大場武志であります。県民ゴルフ場の支配人を兼務して、週2回勤務ということで年間120万円以内、月額にしますと10万円になります。それから非常勤取締役報酬、これが沼澤正信になる訳ですが、年間24万円以内、月額にしますと2万円になります。以上を訂正させて頂きたいと思っております。

議長： それでは質疑ありませんか。

3番： 質問ではございません。要望です。この報告資料ございますよね。課長。これは3頁に明細出ていますが、消費税入っていますよね。前回までは消費税外出しで、きちんと分かるようになっていたのですが、この数字と議案書の資料13頁を、合うようにした方が分かりやすいかと思うのですが、なぜ、前回まで外出ししていたのが、今回、また戻したのか、何か理由があるのか、そこだけ確認して、もしなければ、外出しできちんと書いて頂いた方が分かるかと思っております。要望です。

5番： 若あゆ温泉の入浴券が、昨年あたりまではチケット券で12枚綴りだったと思うのです。私、この頃公認していないので分からないのですが、今年買ったところが11枚と、1枚減っていたということです。そんな中で、年間に券を3,000円の12枚綴りで販売しているという話を聞いたことがあります。私もそういう安売りの物は買った試しがないので、はっきり分からないのですが、まとめて十何万円分買っているという声が聞こえてきます。我々には分からない内にそれが成されていたということは実績があります。自慢げにその辺を公認した方の話を聞きますと、毎年それはあるのだという話でした。そんな中で、去年まで12枚綴りが10枚、11枚になって同じ値段。舟形町の人も若あゆ温泉を愛している人が多いのですが、最上町で保養センターは15枚綴りだと私は聞いております。それで舟形町の単価で買えるということで、舟形町の若あゆ温泉に行かないで、最上町にいった方が良いという、そういう方の声も聞かれます。そういう姿にしたのは、一時的に値段の変更、枚数の変更というのは、いくら振興公社であろうとも、そういうのはおかしいのではないかと、私自身も感じております。その辺をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

産業振興課長： チケット回数券の枚数が11枚だったり、12枚だったりということはおかしいのではないかとご質問の件ですが、回数券の枚数につきましては11枚というのが基本の回数券になっております。12枚あるということにつきましては、若あゆ温泉でいろんなイベント、キャンペーンなどを行っている訳ですが、そんな期間に設定して、更にお得なチケットをとということで企画して取り組んでいる訳です。舟形若あゆ温泉は今年で開湯20周年になります。20周年記念イベントとして、今までいろんな行事をしているのですが、その他にも開湯20周年記念イベントを数多く実施していこうという話をしております。

その第1弾としまして6月1日にオカリナコンサートを、若あゆ温泉でしているのですが、入場無料とか、お風呂に入ってくれた方につきましては、それを聞いて頂けるということです。

第2弾としましては、開湯20周年記念のキャンペーンとして、ハッピー感謝デーということで、今ですと月1回、感謝デーを設けているのですが、これも開湯20周年の記念イベントで、6月と7月は5日間を設定しようということを計画しております。温泉の玄関にもPR表示しているのですが、そんな感じで、その期間で、今話した回数券につきましても今までの11枚ではなく、お得な企画をしようということで考えているところもあります。これにつきましても温泉のところに表示したり、PRをしたりしていきたいと考えております。そんなことで、回数券の枚数の基本が11枚ということになっております。

5番： 今、有路課長が言うのはおかしいのではないかと、その都度イベントや、20周年、10周年記念事業のたびに、回数券は同じだということは嘘ですよ。昨年までは12枚綴りがずっと何十年も続いたはずですよ。それが昨年あたりから11枚になったという話を聞いています。有路課長もこの頃、振興課長として分からない部分や前のことまでも、そうですなどというのはおかしいと思うのですよ。だから、回数券も3,000円で十何枚だか分かりませんが、3,000円でも毎年十何万分とか、買っている人から私は話を聞いております。そういう姿も、私はその時、支配人にもお話申し上げたのですが、そんなにサービスしなくても、回数券の枚数を、1枚でも2枚でも増やした方が良いのではないのと言ったことがあります。今、最上町にも、そういう姿を聞いて、舟形温泉は高く駄目だと、枚数も少ないし、最上町に行った方が良いという声も実際出ていますから、その辺も、経営の手段として、それで良いのかどうかということも、もう一回チェックして頂きたいと思います。

産業振興課長： 貴重なご意見ありがとうございます。私ももっともっと勉強して役員会、取締役会等で、その辺の方針等を詰めながら、確認していきたいと思っております。

8番： 今年で第17期の決算ということでありまして、剰余金も45万円程あります。以前は100%町が出資の公社ということで、確か法人税分を赤字決算で累積した経過があったと記憶しております。これが最近このように、出来れば剰余金は何100万円というようなことになれば良いのですが、もし今後、剰余金が増えた場合の処分案と言いますか、そういうものをどう考えているのかお聞きします。

産業振興課長： 温泉会計の中で、剰余金が例えば100万円なり500万円なりの、多くの利益を占めて決算しますと、税金がそこに大きく掛かってくるということになりますので、節税と言いますか、そんな言い方はちょっとですが、その為にも町への負担金等で調整を図りながら、実施していくということになっていくということで考えております。

議長： 補足説明ありますか。

まちづくり課長： 私の方から補足説明させていただきますと、前に、この決算報告の時に剰余金の使い方について何回も質問されたことがあると思いますが、剰余金については、次回の大型改修のための積立金ということで、整理をさせて頂いているところであります。24年度末の若あゆ温泉の事業の基金の年度末保有額が3,081万4,000円になっております。そちらの方に、今回は100万円が出ていますので、100万円を次回の積立にするということになるかと思います。

8番： 私が聞いているのは100%、1,000万円ですね。1,000万円の町出資で始めた訳です。当初はそれがマイナス、赤字決算ですから、980万円という時期もあった訳ですよ。ここまできて、まず去年は43万円、今年も1万8,000円ですが、プラスをしてこの剰余金が増えてきている訳です。その剰余金をずっとこのまま増やしていくのか、それとも先程から言っているように、町への負担金なり、積立金なりで常に、例えば、ある程度、45万円とか50万円の範囲内で、税金を抑えるためにやっていく方針なのか、そういうことを聞いているのです。

産業振興課長： この剰余金につきましては、先程、私が話した通りに、剰余金を大きい数字で決算しますと、税金等で非常に不利になる面もあるということで、ある程度まとまった数字につきましては、町への負担金ということで処理させて頂いて、この剰余金につきましては、端数的な考えでいった方が良いのではないかなということで考えております。

2番： それでは状況報告資料の3頁であります。一つは収入の欄で、委託料、22年から24年までありますが、ふれあい広場管理委託料ということで、毎年減ってきております。これと併せて、町への負担金も、これと関連しているのかわかりませんが、減ってきている。理由は、これを見ると町からの委託料の

増減によって、町への負担金もかわってきているという感じがする訳であります。この辺についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長： お答え致します。この委託料につきましては、緊急雇用の費用と、主になのですが、今話したふれあい広場の管理委託料。ふれあい広場の管理委託料につきましては、そんなに変動はないのですが、緊急雇用の委託、特に22年度につきましては、多くの人数を温泉会計で対応しているという経過があって、その22年度の給与手当の方も、24年度の給与手当と比較しまして、大きく出ているということで、今話した委託料収入も増えているのですが、その分支出も増えているということで、雇用管理委託料を受けて、雇用に促進して雇っているということで、そちらの方の出入りの数字になります。

8番： 剰余金のことですが、さっきから税金を免れるというか、節税の為にという答弁があります。であれば、100%町の出資ですから、町に配当したらどうですか。そして常に1,000万円にしたら、いつも税金の対策はあまり考える必要がない。そういう考えというか、やり方もあるのではないかとこのことを言いたいのです。今後、剰余金が出た場合、そういう処分の方法は考えていないのかということ、もう一回聞きます。

まちづくり課長： 今、議員さんが言っているような配当の仕方もあると思います。その辺については勉強しなければなりません、配当についても、配当所得になりますので、そちらについても税金が掛かるということになるかと思います。基本的には間違い、今やっているのが、今のところ良いのではないかと思います、その辺については、今後勉強したいと思います。それから、剰余金の45万2,000円については、毎年毎年のプラスの分がここに繰り越されていっている、議員さんが言われるように、ここを0にすることは可能だと思います。そのようにすればよろしいのですが、そうしますと、その年にこの分が減りますので、マイナスの赤字決算になると思います。その分を少なくして、町の方に剰余金を少なくするということがありますが、ここでも既に42万円が出ていますので、これを減らす為には、町の方に45万円位多く出して、こちらの方の決算的には、その年度を赤字にする必要があると思いますが、そうした場合は、舟形町の若あゆ温泉は赤字決算だというイメージが出ると思いますので、そういったことにならないように、これが毎年毎年の積み重ねになってきていると思います。そういうことで、今までは黒字決算でずっと済んでいるということになります。けれども、今言ったことについても、もう一度勉強して、その方向でも法人として決算を結ぶということをするということも可能だと思いますが、その辺については、もっと勉強していきたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(なしの声)

議長： ないようですので、これを以って質疑を終結致します。

続きまして、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長： 討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

報告第2号を原案の通り決定することに、賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって報告第2号は原案の通り可決されました。

本日の日程は全部終了致しました。明日は午前10時より再開致します。

本日はこれにて散会します。(17:49) ご苦労様でした。

平成25年 6月11日 (火)
平成25年第2回定例会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から2日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。尚、昨日申し上げましたけども申し合わせによりまして上着を脱いでも良い事になっていますので取り扱いはご自由をお願いを致します。

最初に本会議の議案の審議に入る前に昨日の会議の平成24年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告に関する質疑に対する答弁について一部訂正の申し出がまちづくり課中山課長からありました。この申し出の発言を許可致します。

まちづくり課長： 昨日の報告第2号の答弁におきまして、八鍬議員さんの質問で、町に対して利益分を負担金で納めるのではなく、株主配当で納める事ができるのではないかのご質問がありましたけども、配当所得につきましては特別徴収をされているため、勘違いをして配当所得に課税されると答弁致しましたが、地方公共団体は課税されませんので削除の訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長： それでは本日の日程に入ります。

日程第1

議長： 日程第1 議案第40号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。朗読説明をお願いします。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

質疑につきましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いを致します。最初に歳入について質疑を許可致します。

9番： 13頁お願いします。歳入の物品売払収入、除雪車の売払収入35万円ということですが、これは古くなった除雪機械を、例えば町内の業者に販売をする。そして、町内の業者がその中古の除雪機械を買って、例えば何か制約みたいなのがあって売払をするのか、その辺分かる範囲でいいですから詳しく教えてください。

地域整備課長： 物品売払収入につきましては除雪機械は補助事業で購入しているものですから、補助事業として見なければならぬものとなっております。売払した機械につきましては、車体番号等がついておりますので、それに基づいてどういようになっているかということをお県の方からも追跡調査という形で来ておりますので、そういう形で把握しているような形になっております。

9番： そういう事だったら売って35万円でも収入を受けるといい事ですが、例えば個人であれ業者であれ、その古くなった中古の除雪機械を買って、例えば舟形町の色々な事業で使うとか、業者間で使うとか、逆に町外で使うとか色々な制約があると思うんです。ちょっとそれを聞きたかったんです。ということは過去にそれを購入してそぐわない使用をしているというような話も聞こえてきているものですから、そこら辺を確認したくて質問したんです。そこら辺分かる範囲で教えてください。

地域整備課長： 業者が買った機械については道路を走る事にはなっていない筈です。ナンバーを撤去しますので、新たにナンバーを購入して付ければ、されない事はないのですが、通常の公道を走るといことはできない形になっておりますので、その後売払した機械が業者さんでどういように使っているということについては、町からも業者さんと問い合わせをしながらどこに行っているか、それは確認するような形になっております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可致します。

7番： 14頁の総務費の会計管理費についてお伺い致します。補正前の額が97万3,000円、そして補正額が52万5,000円となっておりますけども、このどのような形でこうなったのか、その辺お聞きしたいと思います。

会計管理者： 私の方から説明させて頂きたいと思います。只今の指定金融機関取扱事務手数料の増額の関係ですけれども、最初にこれまでの経過の方から説明をさせて頂きたいと思います。

経過についてですが昭和63年に法改正が行われ、町の公金について指定金融機関ができるようになりました。その事で町では舟形町農業協同組合さんの方に委託契約をしまして、昭和63年10月から公金取扱事務をその金融機関の方にお任せするという事になっております。その契約時の金額についてでございますが、当初70万円でそれ以降、平成元年に消費税が3%になり、平成9年に5%になったということで金額についてはその消費税を加えて現在73万5,000円という金額になっております。これは当初予算の方についてもこのような金額で頂いている所です。今回増額補正をお願いしました件につきましては、公金の処理のほとんどが今口座振替処理になっている関係で金融機関さんの方につきましても、その取扱手数料が嵩んでいるという状況もあります。

また、1名の職員の方を常時町の方に派遣して頂いて、窓口処理なり日計処理なり、現金取扱いなり全て行って頂いている関係で、人件費にも見合わないという所もありますし、先程申し上げました公金手数料につきましては指定金融代理金融機関ということで、きらやか銀行であったり、山形銀行、荘内銀行、そちらの方に農協さんの方からまた手数料を支払いして頂いているということもありまして、この節70万円の金額ではその業務に見合わないという所もございますということもありまして、この度増額をさせて頂きたいということで計上した所です。

金額の算定につきましては、基本料金にこれまでの実績を加えた公金取扱手数料、その金額を加算したということで今回50万円の増額補正、それに加えて消費税ということで52万5,000円の増額補正をお願いした所ですのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

7番： 大体今の説明で分かりましたけれども、各他町村も詳しく調べたのか、その辺同じ財政規模、同じ町民人口規模の金山町さんでは指定金融機関取扱手数料が53万円という話を聞いております。また、同じ最上管内でも我々より大きな人口、また財政規模の大きい隣の町では63万円という取扱手数料になっておるとい話を聞いてますけれども、これは今会計管理者が言われました農協職員を常時している関係上、職員の手数料代にもならないという話もありますけれども、今口座振替そして電算化オンライン化になっている時代を考えれば会計室の窓口で農協職員が常時常駐でなくても月に何日間、繁忙期だけでもいいですから、その辺の常駐で可能なのかなど。そうする事によって人件のコストも安くなり、今までの取扱手数料でもやっていけるのかなという考えありますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

会計管理者： 只今のご質問に答えさせて頂きます。他町村の金額の比較につきましては私共の方でも調べさせて頂きました。今叶内議員さんが言われるように金山町さんの方では60万円某ということでございますけれども、戸沢、大蔵、鮭川さんということで共同の農協組織な訳ですけれども、そちらについては105万円ということでございました。他所の市町村につきましても今見直しをしたいという所でありまして、今の金額では不足しているという考えのようでもございました。

第2点の窓口業務の指定金融機関さんの派遣の日数ということでございますけれども、町の職員が公金を取り扱わない事のために指定金融機関ということを制度的に設けさせて頂いて、それに伴ってやって頂いているということからすれば、やっぱり常時来て頂いて職員が公金を取り扱わない。これまでの形態でお願いできればなというように思います。以上です。

6番： 15頁の生涯学習センターで工事請負費の314万3,000円の内容をお聞き致します。

まちづくり課長： 生涯学習センターの体育館部分について、今回の豪雪のため屋根が体育館の南側になります。そちらの方が潰れましてそれで鉄骨と、壁の方に損傷がありましたのでそれを改修するということでございます。これにつきましては、町の方で入っている保険の対象になるということで保険の手続きも同時に進んでいる所です。それから担当の方で、この豪雪で雪下ろしをかけておりましたけれども、生涯学習センターの除雪の基準が2.1mになってまして、それまではまだ至ってなかったということと、経費をなるべく節約したいということでそういう状況を見ておった訳ですが、2月下旬に雨が降りまして、その重さのために潰れまして、それでそれを改修するという予算を今回計上させて頂いた所です。

6番： そうですね。規定の積雪はなっていないということですが、やっぱり雨降れば量が倍以上加算なると思います。結構学習センターも古くなって来ておりますので、様々な面で修理、維持管理は結構これからかかると思いますので、今後まだ雪下ろしなども保険で該当なれば済むということでまず

雪下ろしとか様々な面でこれからも点検、整備してもらいたいと思います。以上です。

4番： 14頁の財産管理費の工事請負費474万3,000円、資料によりますと町有駐車場舗装工事ということですが、推測ですけども今の星川クリーニングの駐車場の奥の空き地の舗装ではないかなと思いますけれども、そこだと仮定してそれを舗装するのはまずいいとしても、冬期間その駐車場の雪も全て流雪溝に排雪するつもりでいるのか、堆積、積み上げて置くつもりでいるのか、その点まで質問させていただきます。

総務課長： 昨年も星川さんの所の町営駐車場につきまして、特に流雪溝組合さんの方に色々ご迷惑をおかけした経過がございますけれども、この予算につきましては今議員が申されましたように前の布川さんが所有されました宅地、畑合わせて355.58㎡、107.7坪でありますけれども、本人等の希望もありまして町の方で購入させて頂きまして、今は更地になっておりますけれども、予算が通りましたら前の駐車場と一体的に後ろの方も駐車場として整備をしていきたいと考えております。

一つには、これから庁舎の耐震の補強工事間もなく入りますので、そうしますと庁舎前の駐車場を相当面積、工事で使わなければならないということで、そういった便宜も図っていくということが一つございます。それから議員さんがおっしゃいましたように、今までも面積が広いものですから、朝流雪溝等に雪を投入致しますと、詰まったりとかいろいろな原因になる訳でありますので、布川さんの土地を舗装致しまして、冬期間につきましてはある程度そこに堆積と言いますか、ストックしまして様子を見ながら少しずつ流雪溝さんを利用させて頂きたいと考えもございます。または中央公民館とか、役場とか、また町内等の行事の時は当然皆さんから駐車場として使っていきたいという感じがありますし、または有事等の際にもスペースを有効に活用していきたいということを考えております。昨年も大分ご指摘されましたので、特に流雪溝の利用等については事前に組合の皆さんとも協議しながら、支障のないように進めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

4番： 昨年、今年の冬期間はかなりの雪になりまして、小国川のチャイルドランドの下が、橋の下まで雪が堆積して詰まってしまうということがおきました。ただ、町の対応としてそれはふさわしくないのではないかと思う事が1点あったんです。

委託されているトラクターで捨てて下さっている方の気遣いは非常に感じます。様子を見ながら捨てて下っているなどはよく感じますけれども、やはり町の対応としてそれはふさわしくないという点が一つありまして、最大の投雪者なんです。面積的には。かなりの量を投雪すると。それが流雪溝を通過して小国川まで行ってそれが詰まってしまったと。その詰まってしまった雪を重機を使用して一旦開通させようとした時にですね。やはり、町側がそれはしませんと。それは流雪溝組合がすべきものと。こういう回答だった訳です。最大の投雪者がですよ。全くそこに干渉せずに。今までまずお金を支払えない事情もあったんですけども、今まで流雪溝の組合員が積み上げてきたお金だけで、我々の町の駐車場が投雪した雪も全て流雪溝の貯金だけで、その雪を排雪して下さいという事だった訳です。これは対応としてはふさわしくないと思いますよ。自分達が最大の投雪者であるという自覚が全くないなど。ある程度やはりその災害な訳ですよ。まず水が上がったり、雪が詰まったりする事は。そういった事に対して、町が全く干渉しないという姿勢で臨んでくるのはちょっとおかしいのではないかなと思います。その点どのように考えているのかお聞きします。

総務課長： 昨年度何回か流雪溝が水上がりになりまして、総務課危機管理室もございますので、私達も現場に何回か行っていますし、消防団第6分が管轄していますので、消防団等の協力も何回も頂いた事があります。また一番出口の所が落差がないものですから、雪が多くなって流雪溝が流れた終末の所がどんどんどんどん高くなって雪が詰まって行った経過があった訳でありますけれども、それを排除するために公園の方から重機を入れて、実際1日半位の作業した訳でありますけれども、その時も会計の方とも色々お話ししまして、その経費どうする云々となった訳でありますけれども、積立金もある程度まだ組合さんの方であるというお話も伺いまして、そして私達も当然会費も今回納めさせて頂きましたけれども、それから中央公民館の方も利用しているということで多分面積的にしますと、公共的な広さになりますので1戸、1戸の住宅の雪の量からしますと議員さんをご指摘されますようにちょっと面積も多いものですから、利用する頻度、回数も多くなってしまったのかなと思いますけれども、我々は組合さんの方から言われたお金をきちんとお支払いしていますし、ですから必ずしも例えば詰まってしまって、それを排除するために町が全部しなければならないというのは無理があるのかなと思います。例えば、舟形第3、第4町内会だけでな

くていろんな所に流雪溝組合がありまして、そこで同じように同じ時間に雪を投雪して、出口の方が詰まるということは何回も話聞いていますし、我々もその現場に行ったりしている訳でありますけども、それはその都度組合が自主的に雪を排除しているというのはこれまででございますので、詰まるからと言って町が投雪しているからと言って、それを町が負担をしていくというのは色々これから検討は課題でございますけども、その都度町が払っていくというのは如何なものかなと思います。他の地域とのバランスもありますし、当然流雪溝組合さんの方使わせてもらうというのは非常に有り難く思っていますけども、それを応分に負担はしていかなければならないと思いますけども、もしも1戸当たりの負担、または面積が多いということでその分を年間の使用の中で少し嵩上げとかそういうことは検討していきたいと思っておりますけども、詰まった度に町の方でその経費を全部持つというのはちょっとなかなか難しいのではないかなと思いますので、その件についてはまた色々組合の皆さんと話し合いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

5番： 14頁の先程7番議員が質問した会計管理費についてお伺いします。昨年度もこの件で値上げをしようかどうかという話は出ていたのですが、この金額の増額をしたということは会計管理者自身の考えの中で今回増額したのかその辺からお聞きしたいと思います。

会計管理者： 只今のご質問にお答えさせて頂きたいと思っております。昨年は私が会計室に異動になりまして、真っ先に感じた事は70万円という年額の金額で常時職員を派遣頂いて、尚かつ農協さんの方で口座振替であったりと、うちの方の収支、収入、支出共そちらの方業務頂いているということにつきましては、やっぱり安いのではないかなと昨年ずっと感じておった所です。今年になって私が管理者になったということは関係ないのですが、やっぱり農協さんの方からも再三昨年もありましたけれども、何とか金額を上げさせて頂きたいという依頼もあった事は事実でございます。そんな事もございまして、この度うちの方と農協さんの方で金額については相談をさせて頂きながらの50万円の増額ということで計上させて頂いた次第です。

5番： 単独の値上げをしたのかなと印象を受けたものですから質問しましたが、今までもこの農協の職員も来ている中で人件費にもならないということも指摘も前から受けていました。ただ、昨年度もその辺で農協からの要請があったのかと昨年も聞きました。ところが、昨年度はそういう事でなくて、農協自体は遠慮していたという姿だけ私には聞こえて来ました。私も確かに安いなと思っていたのですが、ただ会計室単独で農協の要請もなしにこういう値上げをしたのかなと考えたものですから今質問した次第です。やはり先程も質問あった通り、できるだけ金額をかけないでこの会計室を持っていけたらいいのですが、やはり時代の流れでそういう経費がかかるものは抑えようがない。ましてや農協に損をかけてまでできないという事情は分かります。今後共節約に努めながらより良い会計室にして頂きたいと思っております。

8番： 16頁社会福祉費ですけども老人福祉事業の中で工事請負費という項目があります。幅のコミセンの改修費という内容のようですけども、この内容について伺います。

税務福祉課長： 幅のコミュニティセンターは昭和57年に建設したものです。平成18年に幅町内会の方と町とで指定管理の契約をしておりますけれども、57年以来主だった改修工事はしていない事がありましたので、今回経年劣化した部分について町で屋根の塗装工事、それから軒天等の修繕工事ということで今回の議会で上程させて頂いた所です。

8番： 今課長の答弁にありましたように、現在は幅町内会と指定管理者の契約を結んでいる訳です。今の使用の状況を見ますと、まずほぼ地区公民館としての使用形態になっているのかなと思う訳です。そんな中で本来であれば地域の公民館の改修と言いますと、町の補助規定に基づいて大半は地元負担ということでやっている訳です。今回それも生涯学習費と言いますか、そういう項目の中での補助というようになっていくと思うのですが、今回老人福祉費の中での工事請負と言いますか、工事ということになると何か例えばグループホームでありますとか、そういう老人福祉の事業的な内容をまず含んでいるということでの老人福祉費からの出費になるのか、その辺お伺います。

税務福祉課長： 第1点目の地区公民館的な扱いではないかというお話ですけども、指定管理の指定をする際に協定書を結んでおります。その中で、50万円を超える工事等が出た場合については甲舟形町、乙幅町内会ですけども、甲乙協議の上でその経費については取り決めをしようという契約になっています。従いまして、今回幅町内会と町の方で協議をさせて頂いて、ほとんどが屋根それから軒天について経年劣化のためもありますので、は経年劣化による補修修繕工事については、町の方で今回の6月議会で上程を

させて頂こうということで上程をさせて頂きました。

それからもう1点目ですけれども昭和57年当時は高齢者コミュニティーセンターということで、国土庁の補助金を受けて頂いて2款の総務費の中で建設をしたようです。ただ、幅分校が合併になったりそれから経過があるようでも、行政改革か何かの見直しの際に高齢者コミュニティーセンターという位置付けのために3款民生費の方に管理費を計上していた経過があります。そのために、今回も予算査定の中では2款に置くべきか3款に置くべきか検討させて頂いたのですけれども、設置条例上まだ高齢者コミュニティーセンターということで所管が民生費の税務福祉課担当になりましたので、今回予算の費目としましてはこの費目に置かせて頂いた所です。

議長：他にありませんか。佐藤議員内容短く。

4番：はい、分かりました。それでは14頁の総務費企画開発費の1,100万円の増額、再生可能エネルギーのこの増額になった理由、また資料配布された新GND基金という事業のようでも、この内容について質問致します。

まちづくり課長：事前に資料を配布させて頂いておりますけれども、その資料に基づいて説明をさせて頂きます。まず、当初の予算の計上の仕方については概算で実施設計をしておりませんので、概算で大体この位だろうということで計上しましたけれども、今実施設計にかかっておりまして、そのため変更するものであります。基本的には国の方から舟形町の枠が基金の事業の枠がございまして、7,100万円の事業費が町の方に来ております。それを数年間の間に事業を実施するというものでありまして、積算をして国の方からお金を貰っている訳ではなくて、国の方から7,100万円ということで来ている金であります。それで、今回舟形小学校の方に太陽光パネルを張ってする訳ですけれども実施設計中ですけれども、この位の補正になるということで今回1,100万円を上げた所です。

内容としましては、蓄電池の容量を10キロワットから15キロワットに変更しなければならないということで450万円の増ということになります。これは非常時の必要出力を10キロワットということに決定しましたけれども、10キロワットを出すためには蓄電容量を10キロ以上にする必要があるということで製品的には15キロワットになるということで450万円の増になります。

それから2番目として、太陽光発電の設置場所でありますけれども、舟形小学校は東西にきちんと配置されているのかなということで設計をしておりましてけれども、その校舎が実際真南より33度傾いておりまして、その関係で太陽光パネルを南側に全面的にすることについては本来は一番よろしいのですが、学校のデザインの関係から校舎が基本的にでこぼこになっているという所が一つあります。

それから、降雪の関係でそちらの方にしますと、雪が風の関係で屋根の方に巻きついて太陽光パネルに引っかかって壊れる恐れがあるということで、資料のまずは図面の方の体育館の真ん中辺に西側の方にこのような形で設置するという事で考えております。この間、議会の方に説明した時には、これと南側の方に少し入れる設計になっておりましたが、まだ雪の関係も心配があるということと、高さを変えたのは体育館の上の方にはコンクリートでなくて鉄骨のために中が壁の中が空洞になっているということが実際の設計で分かりまして、それをコンクリートを張りつけるために若干下げたということで、この間の説明とは大変申し訳ありませんが場所が西側前面に変えております。そういった事で、この部分の太陽光パネルが若干西側の方になったものですから、パネルを8枚増やす必要があるということでこれが300万円。

それから体育館をLED照明に変えて避難所の運営をするために、省電力でなるべく長い時間を避難所の電気が持つようにということでLED化を考えておりますが、このLED化を設置するために器具も交換をしなければならないので、体育館の天井がかなり高くてローリング式のやつ、可動式のやつを考えていた訳ですが、全面足場にしないと危険であるということで、全面足場にするために300万円を計上するという事になります。

それから、この蓄電容量を全面的に使った場合、学校で2時間程度しか電源を灯す事ができないということがあります。避難所の運営のために設置する訳ですので、発電車から来てもらった時にそれを繋ぐシステムが必要であるということで、非常時の外部給電装置接続工事の関係で100万円。

それから、補助対象にならないのですけれども、学校の学習のために小さいモニター等であれば補助対象でつくのですが、折角こういった施設で学校の子供達の勉強のために大きいモニター等をつけたり、パソコンで日照、気温データ等を収集して実際には実績の効果調査とか会計検査で行われますので、そういったデータをするためにも、この200万円の測定機器関係の200万円を追加するという事になります。

それから、6番目の風力と太陽光の学校に設置するということでもありますので、風力発電、それから太陽光発電のいずれもハイブリットの街灯が灯っているということが必要ではないかということで設置を考えておりましたが、これについては舟形の方では必要性が認められないと。補助事業上の必要性が認められないということで、これについては駄目ですよということがありましたので、この部分の250万円をカットさせて頂いて相殺をして1,100万円の増ということで今回今設計に望んでいる所であります。今後その設計書に基づいてヒヤリングを行いますので、実際の事業等については色々会計監査の関係で、東日本大震災のこういった関連の予算については色々見直し、厳しさも増しておりますので若干変わる事も想定されますが、現在の所こういった事で設計をしているということでございます。そういった事で1,100万円の増になるということでもあります。

4番： 新GNDの答弁がない。

議長： 中山課長もう一回お願いします。

まちづくり課長： 新GNDというのはグリーンニューディール基金ということで、前からあったのですが、これをその大震災の関係で新しくこういった避難所のための大震災のためのそういった事業できるように変わっています。そういった事で新と付いております。グリーンニューディール基金ということの名称になっております。

4番： 概算と実施設計の段階でこう違って来たということですが、この財源内訳を見ると県支出金が1,000万円程ある訳でして、要するに県から支出金が来たので工事を増額せざるを得なかったと言うんですかね。追加の工事を考えざるを得なかったための工事ではないのかなと思うのですが、その確認ということで実際に実施設計をして足りなかったということではなくて、予算が来たからそれに合わせて実施設計も変更をせざるを得なかったという解釈、このどちらなのでしょう。

まちづくり課長： まずグリーンニューディール基金については、国の方から各市町村の方で避難所を運営するための財源を確保しなさいということがありまして、大前提でそういった事が来ています。舟形町の方は7,100万円ですが、舟形町は生涯学習センターと舟形小学校と堀内の環境改善センター、この3つを避難所として整備するというので、その大きさ等から標準的に国の方では設定されていると思います。そういった事で設定されておりますが、この内容についてお金があるので追加工事をしたということではなくて、避難所を最小限運営するために必要なものを整備しなさいということでありまして、担当者の認識的にはこの位で大丈夫だろうと、いろんな資料を基に基づいて予算を計上したのですが、それが実際に舟形小学校運営するためにはこのような規模の蓄電装置、それから太陽光パネルが必要になったということで概略的には積算をしておりましたが、実際にしますと、先程言ったように学校が33度ずれているとかそういった事が判明したためにパネルの量が多くなったり、安全性のために全面足場をしたりということで多くなっているということで、これはあくまでも当初の考え方通りのものを積算した所、こうなったということでありまして、お金が来たから追加でこのような工事をするという訳ではございません。

1番： 私の方からも今の太陽光パネルの件で質問させていただきますけれども、今回方位的な角度のズレ、要するに太陽の光線の入射角がずれている問題で8枚増やしたという形になりますけれども、8枚増やした分に増額300万円の数字に計上されている形ですけれどもこの48枚。当初の計画では10キロ未満の発電量という形の中で計画されておる訳ですが、なぜ10キロ以下の発電の計画での設計であるのかということと、8枚増やすために対して300万円もかかってしまうのか。民間的な方が太陽光パネルを上げようとした場合に、この40数枚程度であれば300万円でも恐らく40数枚張れるんじゃないかという考え方の数字が出てくるのですが、そこら辺の事に対して回答をお願いします。

まちづくり課長： 10キロワットの積算の根拠であります、10キロワットになったというのは学校の避難所運営をするためにいろんな方々を受け入れるために教室を一つ動かす必要があるのではないかと、そのための蛍光灯、それから情報を入手するためのパソコン、テレビ、そういったものを積算して必要な部分を積算すると10キロワットになるということでこれは積算しております。詳しい資料については今手元に持っておりませんので、必要であれば後程提示をしたいと思います。

それから太陽光パネル8枚で300万円高いのではないかとということでもあります、これにつきましては一つは壁付けであるということが一つありますけれども、実際購入できる単価と設計上の単価ということがあります。実際購入できる単価は今議員がおっしゃる通り安く入る事もありますけれども、大概是今安くなっているようでもあります。ただ、設計上、物価版等に基づいて設計をしなればなりませんので、単に

実質価格もありますけども物価版、それからないものについては3社以上の見積りを取って、その中で設計、積算をしなければならぬというようになっています。

そういった事で300万円については、国の補助金のルールに基づいて設計をすると8枚で300万円になるということでもあります。これにつきましてはあくまでもパネルの分だけではなくて、屋根の上に載せる場合についてはそんなに造作も必要でないかもしれませんが、今回は災害時の避難所の運営ということになりますので、冬期間発電しないという訳にはいきませんので壁に付けております。壁に付ける事によって、それなりの強度計算とかそういった事でパネルプラス設置費という考え方で300万円になるということでございます。

1番： 今回付けた8枚増設するので発電量が10キロを超えたという解釈でよろしかったでしょうかということ後で答えてもらいたいと思います。

それと今回校舎が増築された訳です。その面で折角工事をやって増設した中で、やっぱり屋根の上をそういう長期的な計画の中で太陽光パネルを屋上に設置するという形、要するに公金を使う訳でありますから、避難所のための仮設電源とはいえ、効果性、効率性を考慮した場合には真室川庁舎に垂直な状態な形にパネルが張られている訳です。どうしても太陽に対して、平面で受けると発電量が低下するという流れである訳です。ましてや西側の方向にずらした訳です。尚更低下するという関係上、確かに冬期間雪の反射熱も利用して発電がある程度安定するかもしれませんがけれども、平均的に夏場の発電は限りなく減っていくという形の中でなっているような計画のようですけれども、いろんな面でこれからこの事業を策定する時には付いていくものではないですけれども、効率性を考える事によってやっぱり民間であれば建物建てる、ついでに上の方を利用してやる形を取るのがベストではないかと思っておりますので、これからはそういう形の中で計画してはいかがでしょうかと思っております。

まちづくり課長： 太陽光パネルの関係につきましては10キロワットを想定したものを造るのですが、それを蓄電池の方に貯めて常時日中も使う訳ですが、その場合蓄電容量が10キロ以上がないと10キロが出せないということでもありますので、蓄電容量について15キロワットに変えるということでございます。

それから、今言ったような事につきましては正しくその通りでありますけれども、今現在ある施設にその太陽に対して直角に当たるようにするのが一番よろしいかと思っておりますが、問題となるのが冬期間を発電するためには今2m以上雪が降って、そのパネルにも雪が積もりますのでかなり高さを出さないとまずいだろうと。高さを出さない場合については、常時除雪をして管理する必要があると。雪も下ろさなければならぬということがありまして、一番管理の少ない方法で今県の方でも壁付けが一番冬期間も発電するだろうということで、そういった選択になったということでございます。今、議員さんが言われるように今後建物を建てる段階で、そういった意識を持って省エネ関係についてはそういうように今後していく必要があるのかなと思っています。そういった事で、雪掘りとかそういった事がないように建物を造る場合については考慮する必要があるのかなと考えております。そういった事で、今後まちづくり課の方で省エネの検討会内部ですが、組織も立ち上げましたので今後造る場合については経済効果も検討しながら、そういった事も取り入れていきたいと思っております。

7番： 先程の質問した内容分かりますけれども、指定金融機関手数料の件ですけれども、これは当初予算で農協さんと契約して当初予算で結構精密に積み上げて積算して、そして契約した内容だと思っております。そんな急に補正でなるということは補正が馴染まない項目ではないのかなと私は感じます。こんな関係上私はこの補正は認められません。そしてまた、農協さんとは舟形町との関係を申し上げますと、農業振興のために色々農協さんも頑張ってもらっております。それに対して、舟形町でもネギの選果場やらまんさくの設置なりいろんな面で、町でも農協さんとはタイアップしながら町の農業振興に一役買って来た経過があります。そんな関係上今年は当初の計画通り手数料をやって頂き、また来年は来年の契約にはまた農協さんとすっかり話を煮詰めて、その上で手数料の額を算定して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会計管理者： 只今の契約の事でございますけれども、契約については63年10月に契約をしている訳ですけれども、その時本契約書と覚書ということで契約を交わしております。料金については覚書の方で設定になっておりますけれども、そちらの方では先程申し上げました通り消費税の絡みで変更になっております。本契約書につきましては63年以降変更のないままになっております。というのは、条項の中で契約書の20条に契約書の有効期間ということがありまして、この有効期間は当初は昭和63年10月1日から平成

元年3月31日までとするとなっておりますけれども、2項の中で前項の契約期間満了日の60日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合はこの契約期間は更に1ヶ年延伸されたものとみなし、その後もまた同様とするということで契約はこの63年のものが生きてままになってございまして、毎年度更新する。再契約をするというようにはなっておらない状況です。今回、金額は改めさせて頂いたと同時に契約も見直しをさせて頂いて新たに締結をさせて頂きたいと考えている所です。63年以降につきましては金融機関の出し入れの関係やら、あと要望の関係、またはうちの方の財務規則整合性も考えて内容等についても更に変更しなければならない箇所もありまして今回契約書の変更も合わせて考えておる次第でございます。以上です。

4番： それでは16頁の民生費の保育所費の工事請負費330万8,000円、これは屋根の工事ということですが、どのような状況になっているのか。まだ新しいのではないかなと思うのですが、保育所がですね。説明をお願いします。

教育次長： 保育所につきましては今年度から教育委員会の方で施設管理ということになっております。昨年度の豪雪でちょうど保育所の中の会議室の上で、休憩室の上になる訳ですけども、ちょうど園舎が段差になっておりましてそこに雪が随分と高く積もるという毎年の状況ですが、今年はひどく積もったようでその際に雪が下に落ちる際に雪崩止めと一緒に破損して落ちてしまったということで、雨漏りがまだしていないのですが、屋根に隙間が開き、そのままにしておくとも雨漏りの恐れもあるということで、早めの改善をするということで修繕費として計上させて頂いております。

4番： この保育所に関して、この雪の破損事故というのは何回か記憶にあるのですが、そもそもこの豪雪地帯に合わないような施設の建て方をしたのではないかなという感じを私は持っているんです。というのは、その後の施設を建てた後の雪囲いなり何なりの作業の大変さと言うんですかね。そういった話が少々聞こえてくるものですから、設計屋さんが本当に豪雪の事を考えて設計したものかなという疑問を持っています。という意味で、これは設計の段階でそういう豪雪に対応したような保育所を設計しなかったのではないんですかという問いかけを少ししてみたいと思うのですが。

教育次長： 平成20年に保育園が開園して私3年程園長勤めさせて頂きました。今、4番議員の佐藤議員がおっしゃるように「どうしてこう？」と疑問も確かにありまして、色々と考え合わせますとやはり幼児教育の中でも木造という造り、それからやはり段差の少ないということと兼ね合わせて考えると、どうしても屋根の有り様については色々ともっと考慮すべき設計が必要だったのかなと思っていますけれども、内部的には子供達が木のぬくもりの中で活動しやすいということと、冬期間の配慮は確かに不足していた部分はあるかと思えます。その上で、園舎の周りにつきましては舗装して、ロータリー車が通れるようにと後の環境整備を行っておりますけれども、園舎の遊戯室についてはすごい高さが高く、尚且つ床暖房になっています。雪が夜積もると日中空気が暖められて雪崩が付いて雪庇になり落ちるかと思えば落ちずに、また日中暖められまた夜に冷やされると雪庇が長く続くと。一応園舎の周りを舗装はしてロータリー車が通れるようにはしたのですが、なかなかその雪庇がいつ落ちるか分からないということで、ロータリー車を走らせるのがタイミングが難しいということで、雪庇を中から切り落とす棒ありますけれども、雪庇切りで雪を突付いたりした経過があるのですが、やはり今建ててある状況の中でそれらをどう対応していくかということとはまた少し今後考えて行かなければならない事かなというように、課題として今現在教育委員会の中では考えております。

2番： それでは14頁総務費の中で今回人件費等の補正がない訳でありますけれども、3月に一般質問した関係でお聞きしたいと思えます。今日の新聞の中に国からの要請である地方公務員の給与削減という記事が載っております。その中で山形県については受け入れる。山形市では受け入れない。そしてまた新庄市では受け入れるということで各市町村毎でかなりばらつき、対応が違っておるようでありますけれども、まず最初に舟形町の対応はどのように考えているのか、お聞きしたいと思えます。

町長： 今日の新聞で県の対応という方向性というものが決まったようでありますけれども、率直に言って昨日の吉村知事の判断、やっぱり苦渋の判断だったと思えます。この給与の削減というのは、一つは東日本大震災の財源に寄与するというものが一番であります。ですから、一年前に国家公務員或いは特別職等が削減した訳であります。そしてもう一つはこれから消費税が値上がりすると。これに先駆けて国家公務員も地方公務員もそれに先駆けて、それに対する国民から理解を得られるための方策というものの、大きく2つあるだろうと思えます。そこで地方交付税が減額なりまして、4千億円総額で実際に削減になった訳で

あります。削減できれば地方公共団体の交付税が少なくなった訳であります。従って、これから県民サービス或いは住民サービスを考える時に職員等の給与削減も削減しなければならないということありますので、私の昨日の県知事の判断というものは私もそのように思っておりましたし、知事の判断は尊重していくべきだと思っています。

2番： やはりこの事につきましては町長の判断ということが一番だろうと思います。そういった事では非町民の方々にも理解得られるような形で進めて頂きたいと思います。

2番： 衛生費今回補正等はない訳でありますけども、一つ聞きたいのは放射能測定器を買った訳でありますけども、この活用をどうしているのかということが第1点、最上町の方で山菜等から放射能が検出されたということがあります。そういった事を受けて、舟形町ではどのような対応をしたのかお伺いしたいと思います。

議長： ちょっと待って下さい。休憩します。(11:14)

議長： それでは休憩前に復し、会議を再開致します。(11:19)

2番： 先程の質問でありますけども、今回衛生費等のこの補正等はございませんので、先程の質問につきましては取り下げをさせて頂きたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を許可致します。ありませんか。

6番： 19頁の若あゆ温泉等の管理事業の中で343万3,000円、修繕料が50万円、工事請負費が293万3,000円の内容をお願いします。

産業振興課長： 若あゆ温泉等の管理事業費としての内容ということですが、修繕費として50万円上げさせて頂いております。これは、ふれあい広場の遊具が雪害によって破損しての修繕費ということになりまして、具体的にはすべり台のようなスライダーが一部破損して単管の一部取替ということになります。

工事費の293万3,000円ですが、3種類ありましてその中の一つが雪害修繕工事となります。内容にしましては、駐車場の縁石が除雪時に壊れたということと、あと公園内の木のフェンスが破損しております。これの修繕。テントサイトが3台あるのですが、これが豪雪によって或いは老朽化が進んでいるのも重なって破損しております。これの修繕工事。ナラ枯れが結構ございまして、コテージに泊まっているお客様に危険の恐れがあるということで、その処理経費ということの雪害修繕工事が150万円になります。

第2番目としまして若あゆ温泉と県民ゴルフ場の案内表示板を紫山地区の国道から町道温泉の方に行く紫山農道の所に、案内看板を若あゆ温泉と県民ゴルフ場の矢印の案内板になるのですが、その設置工事を39万円の経費で考えております。

それから、県民ゴルフ場と大平と若あゆ温泉の所の十字路があるのですが、その十字路の所に若あゆ温泉の方に行く表示板、これを1基設置を計画しております。これが31万円になります。

もう一つですがこの度山形県の眺望景観資産の指定になっております。これに伴いまして、案内看板の設置工事を計上しております。これが若あゆ温泉のロビーの方にテラスがあるのですが、テラスの柵の所に写真で、野外でも耐えられるように焼付けの写真の方を幅1.8m、高さ1mの大きさの看板を設置する予定です。これが73万円程の経費がかかります。合わせて343万3,000円の内容となります。以上です。

6番： 分かりました。これはこの度8月、9月当たりの予想ですけども、300万人達成と予定がある訳ですけども、それまで工事請負期間は間に合うのか、完了なる事ですか。

昨日から若あゆ温泉に対しては質問が結構ありましたけども、看板設置ということも紫山の方にもあるということですので、今砂利道になっている訳ですけども、私も3月の議会で通行止めはいつまで、工事期間はいつまでかという質問をしたと思いますけども、それは3月一杯ということで舗装まで終わりかと思っておりましたけども、未だって砂利道、そして様々な従業員の態度、それからシャワーと皆重なって本当に若あゆ温泉のイメージが薄れてきたなと私も思っております。今後の工事内容に対して、8月9月辺りの300万人達成までどうか説明、工事内容道路の方も一つお願いします。

産業振興課長： 今の野尻議員からのご質問ですが、今おっしゃって頂いていた通りに今年開湯以来通産利用人数が300万人を達成する見込みでおります。去年までの利用状況からいきますと、恐らく9月に

入っての達成日が予想されるのですが、これを是非8月の一番忙しい時期に達成できるよう温泉職員、役員一同頑張っていこうと一つの目標を立てている所ですが、今の若あゆ温泉の管理事業で色々修繕工事等につきまして予算の方の承認を頂いた後は早急に発注致しまして、この時期に間に合わせられるように取り組んでいきたいと思っております。ただ、先程話した紫山地区の国道から入る所の案内板の設置板につきましては道路改良の工程と絡んでの工事となりますので、その辺の所は地域整備課の方と協議してみないと思っております。以上です。

地域整備課長： 道路改良につきましては、冬期間工事行ったものですから、しばらく路盤が締め固まるのを待って舗装しようと考えておりました。舗装につきまして、今月中に発注する計画で今準備中でございます。

4番： 同じく若あゆ温泉管理費の工事請負費の内訳は今説明ありましたので、これに関連ということになってしまいますけども、ボイラーの交換ということで今日も防災無線で連絡があって、2日間休館になるという放送がつい最近という表現をしたのは、苦情が来てから相当日数が経っている訳です。私の知る限りで半年位はもう給湯設備に異常があるよと言われてから、半年間かかってやっと工事に着工できた。これは町が対応できなかったのでしょうかね。それとも、若あゆ管理の執行部役員が対応できなかったのか、或いは議会が強くそれを言わなかったのか、今私それを考えております。折角来てくれているお客さん方に半年間も冷たい水を浴びさせるような温泉、経営、これ企業経営と言えますか、町長。このクレーム処理、普通の企業だったらあつという間にこういったクレーム処理をやると思います。補正を上げてでもやると思いますけれども、半年間もかかるという理由を教えてくださいたいと思います。

産業振興課長： ボイラーの不具合でシャワーがお湯がしっかり出ないというものについては、今佐藤議員おっしゃる通りに半年前から不具合が出てきたということでございます。それで昨日も説明させて頂いたのですが、このボイラーの修繕、入れ替え工事につきましては今年の3月の定例会の方で予算化させて頂きまして、それで3月中に早速入札の段取りをして発注して契約をしております。そこで、舟形町のボイラーの形式につきましては既製品で即入れ替えするということができない状況だということで、修繕工事の工程の打ち合わせの際にしても、町或いは温泉側では1日も早く改善したいんだという打ち合わせをする中で弘栄設備さん受注して頂いたのですが、そちらの業者さんも極力急いで対応するという事の中でも工程が工事を発注、製作、工場製作でないと駄目だという段取りの中で、その期間が3月末発注なので4月、5月、2ヶ月ちょっとはどうしてもかかるという話でありました。3月の下旬、4月の初めの段階で幾ら急いでも、その時点で6月10日から6月12日の所に入れるように休みの方も段取りしてすることが精一杯だということの状況があったんです。それで、昨日から明日までの設置の入れ替え工事ということになった訳です。そんな事情で、町或いは温泉側としましても、ほったらかしている事の状況ではなく、それなりに早急という考えで対応してきたということがございます。以上です。

町長： 昨日から色々この問題ありますけども、結論から言えば業者の選定もやっぱり考慮を入れながら毎日休む訳にはいきませんので、そういう面もこれから十分考慮して、やはりこのような事がないようにこれからしっかり受け止めてやっていきたいと思っております。

4番： ですから、これが行政が運営する第3セクターと言うんですかね。そういう仕組みだと思うんです。これを逆に私達が旅館に行って、「水が出たシャワーを浴びるということになったらどういう苦情言いますか。」ということです。その客の立場に立っていないから6ヶ月かかる訳ですよ。課長が言うのは3ヶ月前からの話ですけども、クレームが出たのはもう3ヶ月前ですからね。私が聞き始めたのは。ですから、総括的に6ヶ月間というのは私達が逆に冷たい水を浴びて温泉に入るとしたら「この旅館には2度と来ないよ。」と必ずなると言うんです。そういう利用者にならせたということです。この舟形町若あゆ温泉が。それをもったいないし、町長がいつも言うような企業的感觉を持って、町政を運営するという事は全然反映されてないし、そこの所を言う訳です。ですから、こんな事が起きたら即やっぱり補正でも取って対応して頂くと。そんな事で反対するということは絶対ないですよ。ですから、クレーム処理をいかに迅速にやって客を逃さないかという所を取締役の方々にはお願いしたいと思っております。

議長： 答弁ありませんか。

4番： お願いします。

産業振興課長： クレームにつきましては、今ボイラー等のクレームの他にも多々頂いている面もあります。これにつきましては、職員がもちろん役員会する度に早急な対応、お客様には迷惑をかけないように

に或いは気持ちよく帰って頂けるような事をするには、どうしたらよいかという観点で常に話し合っております。今、佐藤議員がおっしゃって下さった内容について、さらに肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。

2番： 16頁であります。農林水産業費の農業振興費の中で今回もねぎ苗等の補助金ということで、町の方からは農業振興のためにこの多大なるご支援を頂いている訳であります。そういった中で今後当然農業品目が出荷されてくる訳であります。そういった中で、これまでですと残留農薬ということが一番クローズアップされてきた訳でありますけれども、これに現在では放射能という問題も出てきているという状況の中で、当舟形町では放射能の測定器も買ったし、そしてまた放射能等も山菜等からも発生しているということで町の方の対応はどういう対応をしているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長： 補正に関して私の方からは山菜わらび園の方も担当しているので、そちらの方の考え方についてご回答させていただきます。

今話した舟形町の放射能、山菜につきましては県の方で検査している事で、以前に最上町さんで放射能が検出されたということで、では舟形町はどうかということにつきましては、県の方で山菜につきましては結構小まめにいろんな測定箇所測定されているものが私産業振興課の方に随時結果が来ております。例えば、わらびにつきましては舟形町での観測地点もございます。聞く所によりますと、舟形町では長沢の方の地点で観測している事なのですが、やはり放射能と言えれば太平洋側から来て、段々こちらの方に来て薄くなるかと思うのですが、長沢の方で観測している舟形町の数値がいずれも問題ないというような数値を得ているものをずっと確認しております。そんな事で、例えば松橋観光わらび園につきましては、放射能につきましては問題ないという認識でこちらの方で対応しております。

総務課長： 先程もございましたけれども、町の方で今の購入していますのは空気中の放射能を測定する測定器が1台ございまして、それはあくまでも空気中でありまして、今舟形小学校につきましては県の方で月1回測定やっております、それ以外の旧富長小学校、堀内小学校につきましては同じように、3校については町の方で月1回測定やっております。データ等見ますと大体0.04から0.05マイクロシーベルトということで非常に放射能の方は低く安定しているような感じが致します。

2番： 回答につきましては問題ないという回答でありますけれども、そこで私が言いたいのは最上町でも放射能が測定された。ましてや村山でも山菜から検出されたという報道がある中で、では舟形町はどうなのかと町民が不安がっているかと感じるんです。そういった中で当舟形町では何にも安全宣言も出していないという所が疑問に感じたものですから、もう少し早期に町民の方々に伝えるということもやって頂きたいと感じた訳であります。

産業振興課長： 有り難い貴重なご意見ありがとうございます。やはり舟形町では大きなわらび園も持っている事でありまして、対外的にもPRしていかなければならないということもございまして。そんな関係で広報誌等で県の結果等表示しながら安全なんだという広報、PRを是非していきたいと思っております。

4番： それでは16頁、同じく農業振興費の中でちょっと気付いた事を発言させて頂きたいと思っておりますけれども、近年やはり食に対する安心、安全ということで今言った放射能もそうですけれども、山形県のある産地の野菜から残留農薬がかなりの値を超えて検出されたということで、農業所得500万円を目指すというからには作物もそれなりに生産しなければならぬ形になって来ようかと思っております。その時にやはり産地の放射能だけではなく、そういった農薬、或いは作る方が最初に作る時にはその土地のPHを調べる、PH測定器、そういう測定装置などが町には備わっていないなと私感じております。そこをある程度整備をして、農家の方々に残留農薬なりPH値なり放射能なりのある程度の基準値を示して、こういう改善が必要ですよということを指導しながら、この振興事業を進めて行って農家の500万円を目標達成する必要を感じる訳ですけれども、この設備の導入について一つ提案、お伺いしたいと思います。

産業振興課長： この残留農薬値につきましては、詳しい回数とかは私把握していない所もあるんですが、舟形町でしております。先程言いました通りに、頻度につきましてはまた後でお知らせするという事でいいとすればそのようにさせてもらいたいんですが、その他にもPHとか、ものの必要性の有無と町で装置までを備えるべきものが必要か、或いはどうかの検査機関の方に定期的にどういう内容を検査すべきかにつきましては、課内でも検討させて頂きたいと思っております。

4番： 是非検討して頂きたいと思うのですが、一つ私の考えと違う所では検査をする時に外部委託をする、させるという検査方法ではスピード間がない訳です。つまり作物を作りたい、でももう作付けを

する時期が迫っている。外部からの報告がまだ来ないと言っている状態ではスピード感がないし、対応が遅れるから自前でそういった装置、機器を持つべきでそういった指導員、作物を作る指導員だけではなくて、そういった農薬、PH値、放射能とかといった知識を持った方々の指導員ということも是非考えていて自前でそれをやってもらいたいという要望なんです。提案なんです。そこら辺の所を踏まえて検討して頂きたいなと思います。

産業振興課長： 外部委託に対して、不利な面というものも言われればそのような事を感じるところが大いにございます。そんな所も含めて、そして今自前の検査機器というものがどこまで備わっているかという所も精査させて頂きながら、今ご意見頂いた内容を踏まえながら含めて検討させて頂きたいと思いません。ありがとうございました。

7番： 若あゆ温泉の入り口の道路、冬期間、長期間に亘りまして若あゆ温泉の利用者には大変ご迷惑をおかけ致しました。その後先程矢野整備課長が申しました工事発注して、それで完成はいつなのか、その辺スピード間を持ったお伺いをお聞きしたいと思いません。

地域整備課長： 只今のご質問でありますけども、一応今月中発注計画で積算をしております。それで舗装だけですので、工事内容としましては短期間のうちに前もって準備さえできれば短期間のうちに舗装は完成するものと思いません。大体7月一杯までにはまず完成して、お盆の期間には通行をさせておきたいという形で考えております。

7番： あの近辺では結構農業振興作物も植えられています。今の状態ですと埃を被って真っ白であります。こんな訳で商品価値も今の所ゼロに近い、商品価値も結構あるのではないのかと私なりに感じております。そんな関係上でできるだけ早くスピード感を持った工事の完成をお願いしたいと思いません。よろしくお祈いします。

8番： それでは20頁ですけれども、除雪対策費今回4,200万円程ロータリー除雪車の購入費ということで上がっております。この除雪機械の更新については計画に基づいてやっていると思うのですが、本来であれば当初予算の中で上がるべきものかなと思うんです。これ6月の補正で出てきたということは何か緊急性があるのか、その辺の事について伺います。

地域整備課長： 除雪機械購入につきましては、11年経過した機械について更新していくという国の基準がございます。この度6月補正で上げたのは当初予算で上げる予定で県の方に要望しておったのですが、その段階では補助金が付くがどうかまだ分からなかった訳です。急遽5月頃に予算が付くよと返事が来ましたので、今回の補正という形になりました。

8番： 今課長の答弁ですと、計画的に更新をしているということでもあります。であれば、今回も国庫支出金の他に地方債を該当されている訳ですね。そういう意味では補助金を当てにするのではなくて、ある程度更新時期にはそういう地方債なり、道路債なりを利用した購入計画というもの、当初に組むべきではないかなと思いません。その結果、どうしても資金繰りが付かなくて、1年延期をしたというのであれば分かるのですが、当初7,400万円の除雪対策費に対して6月補正で4,200万円を付けるというのは、これはちょっと考え直すべきではないかなと思いませんが、いかかですか。

地域整備課長： ご指摘の通り6月で大きい補正という形になりましたけども、結果的に除雪機械は11年経過したものを更新するというような雪寒道路指定に基づいて除雪機械を購入しておりますので、その機会を逃すとまた年度がずれていきますので、国から補助金の通知が来た段階でこの度補正させて頂く形を取りましたのでよろしくお祈いします。

9番： 20頁の土木費の中の道路新設改良費これちょっと聞かせて下さい。どんな事か。

地域整備課長： 道路新設改良費の社会資本総合整備事業の中で調査点検業務委託料この度150万円補正させて頂いております。これは、社会資本整備事業を行うために前もって道路の調査をしておかないと社会資本整備事業が付かないという形で最近なってきました。それで、その道路関係の調査、点検の予算としてこの度150万円を置かせて頂いております。場所は町道全般です。

9番： 何故こんな事言ったかという、25年度に太郎野道路ができた訳です。25年度に福寿野、岡矢場間、あれかかるということで話何回も一般質問なり、この議会で話はなっている訳ですが、全然出てきていけませんので、それをお聞きしたくて今質問したんです。ちょっとその辺の進捗状況聞かせて下さい。

地域整備課長： 福寿野岡矢場線につきましては当初予算で概略設計という形で予算を置かせて頂いております。概略設計をしながら、県と協議をしながら基本設計、計画設計という形に入りますので今年度

は概略設計という形になっております。

議長： それではここで午後1時まで休憩をしたいと思います。(11:52)

議長： それでは休憩前に復し、会議を再開致します。(13:02)

4番： それでは22頁の教育費の中の小学校費と中学校費の中でプラスマイナス833万1,000円というものが
出ている訳ですけども、この内容或いは理由について質問します。

総務課長： これは人件費、給与でありますけども、当初予算組みますのは3月で予算を組んでしま
いますので、その後4月以降の人事異動に伴いまして今業務員の方が1名いる訳でありますけども、その人
の異動に伴って、このように給与等の差し替えを行いました。

4番： 業務員ということですけども、どなたの案件ででしょうかということを質問します。

総務課長： 給食担当の業務員でありまして、当初3月の段階でその現況で予算を組む訳でありますけ
ども、その後異動がございまして小学校の方から中学校の方に異動致しましたので、それで給与等の組み
替えを行っております。以上です。

教育次長： 今の総務課長より給食調理師という話ですが、実は現業職です。舟形小学校に1名正職で
の現業職員がおります。この度4月1日の異動で中学校の方に異動したということでの組み替えであり
ます。

総務課長： 私勘違い致しまして、給食と勘違いしましたけども、成沢業務員でありまして小学校から
中学校の方に今回異動になりましたのでその人件費の組み替えであります。

4番： 小学校費の中から現業の組み替えということですけども、この人事に関してちょっと質問させ
て頂きたい事があります。

人事の異動に関して。はっきり申し上げますけれども、この教育委員に選任された方の件です。これ実
名を言った方がいいか言わない方がいいかは、言わないでおきますけども。補助委員という先生、教師に
つきながら教育委員にもなるということで、これはいかがなものかなという声が少し聞こえて来ておりま
す。さらに、私もどうなかのかなと疑問に思っている訳ですけども、この件についてやはり人のつきあ
い方と言うんですかね。選ばれた方は一生懸命どちらの業務もやろうとしていると思うんです。しかし、
周りの見方によって、まして舟形町出身の方ではない方ですから、そういった思いによかやらぬ考え方に
いってしまうのではないかなと思います。その方の優秀な才能を引き出すためには、やはりどちらかの業
務に専念させてあげるべきなのではないかなと。そうやって人を守るような人事というのが必要なの
ではないかと考えるんですけどもいかかでしょうか。

町長： この件については、3月で私も提案した件でありますけども兼務というかね。その件については
県の教育委員会も全て聞いて、そして法的に問題ないということと、実例として例えば真室川の教育委員
会の方が舟形町の学校教育指導員という立場も3、4年間位してきた事例もありますので、この件につ
いては県の教育委員会とも連絡を取りながら、皆さんの方に提案したということをお願いしたいと思います。

4番： 提案はいいんです。その人が教育委員になる事もいいんです。ただ知らなかったのはその方が教
員に補助教員になるということ知らなかった訳です。初めて卒業式、入学式だったかに行って、教員席の
方に座っているので「あれっ。」と思った訳です。その「あれっ。」と思ったのが我々だけではなくて、
様々なはっきり申し上げれば父兄方の中からとか、そういった方々から「それはどうなのかな。」とい
う声が少し聞こえて来たものですから、法律的に問題はなくても、そういった人の思いの中でその方が業
務がしにくくなると。自分の持っている才能を出しにくくなるというそういう状況になるのではないかと心
配をしている訳です。まして、その方が舟形の方なら友達も沢山いるでしょうし。話し合いをする機会も
ある筈です。他所から来た方ですから、尚更その方が心配で言っているんです。そこに配慮というのが必
要だったのではないのかなと。或いは今後そういう事ができるとすれば、そういった事を考えて頂きたい
ということなんです。

町長： 見方によってはそういう事もあるのだらうと思いますけども、これからその方ももちろんであり
ますけども町民、或いは父兄の皆さんもそういう面で一つご理解お願いしたいということをこれから説明
と申しませうか、内容等について、これから詳しく町民の皆さんにも周知してくれというように取り組
んで参りたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第6款農林水産業費から第11款災害復旧費についての質疑を終結致します。

これをもって議案第40号の質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手9名です。挙手多数。よって議案第40号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第41号 舟形町縄文の女神の日を制定する条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案書の16頁をお開き願いたいと思います。

議案第41号 舟形町縄文の女神の日を制定する条例の設定について。舟形町縄文の女神の日を制定する条例を次のように制定する。平成25年6月10日提出 舟形町長。

17頁の方に提案理由がありますけども、ちょっと朗読させていただきます。提案理由であります。平成4年8月4日に舟形町の西ノ前遺跡から出土した「縄文の女神」は、平成10年6月30日に国の重要文化財に指定され、平成24年9月6日に国宝に指定されました。

舟形町縄文の女神の日を設定することは、この西ノ前の土偶は、名実ともに舟形町の宝であり更には、日本を代表する国宝土偶であることを永く認識し、西ノ前の先人からのメッセージを全国に発信することを目的とするものであります。併せて平成25年3月5日発議第3号により舟形町・縄文の女神の日を制定する条例の設定を提案されました議員各位の趣旨及び想いも踏まえ提案するものであります。

それでは16頁に帰って頂きまして、舟形町縄文の女神の日を制定する条例。全文でありますけど、朗読させていただきます。

平成4年8月4日に舟形町の西ノ前遺跡から出土した約4,500年前の「縄文の女神」は、平成24年9月6日に国宝に指定されました。

この縄文の女神は、文化的にも、芸術的にも、学術的にも他に類を見ない高度な土偶であります。八頭身で均衡のとれた体型で女性らしく、優美で品格があり、見れば見るほど不思議な魅力、歴史のロマンを感じる女神像であります。

このような高度な土偶が作られた背景には、4,500年前の西ノ前に暮らした先人の皆さんが厳しい自然条件、生活環境の中にあって、お互いに助け合い、支え合って西ノ前集落の絆づくりを大切にして、知恵や創意工夫を凝らしながら、切磋琢磨の精神を礎に、その厳しさを乗り越え築き上げた豊かな暮らしと豊かな営みがあり、私たちは、その先人の皆さんの優しく深い情愛、慈しみの心、来世への幸福を祈る優しい願望を、この「縄文の女神」からうかがい知ることができます。

ここに、国宝指定の榮譽を永くたたえ、縄文人の想い、暮らし、文化を学び、後世に伝えていくため、舟形町縄文の女神の日を定めます。

第1条 縄文の女神の日でありますけども、舟形町縄文の女神の日は、8月4日とする。第2条 町の責務。舟形町は、女神の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、町民及び関係団体との協働により、女神の日における記念行事を中心として必要な施策を講ずるよう努めるものとする。第3条 委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上どうぞよろしくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議長： ちょっと待って下さい。暫時休憩させていただきます。(13:16)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(13:23)

会議の再開を前に先程40号の採決の際に挙手多数という所、挙手9名ということをおの方で申し上げました。この挙手9名という所削除お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

それではそのようにお願いを致します。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第41号を採決します。

議案第41号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第41号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第42号 舟形町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長： それでは議案書18頁になります。舟形町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。平成25年6月10日提出 舟形町長。

19頁の提案理由になります。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、舟形町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第42号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第43号 町道路線の認定について議題とします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長： 議案書の20頁お願いします。道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。平成25年6月10日提出 舟形町長。

提案理由でございます。地域振興及び産業振興に資するため、町道に認定し、道路法第8条第2項の規定により提案するものである。

認定する路線でございますけども、一つは路線番号260号としまして、宮田木友八号線、もう一つが路線番号261番としまして、宮田木友九号線ということで、21頁の方ちょっとに図面が小さいのですが、赤く染まっている路線が宮田木友八号線、青く染まっている部分が宮田木友九号線でございます。以上提案致します。

議長： これより質疑に入ります。

4番： この町道認定に関しては異議ございませんけれども、これに関連して、ここを町道にする関係で町道認定に関する規約を作ったというように聞いております。町道認定する際に規約を作って、それに該当するようになったということでその規約書があるのですけれども、その規約を作る際にどの程度まで課内で話し合ったのか、或いは他課との協議をしたのか。つまり総務課、或いは町長等と協議をして町道認定に関する規定を作ったのかということを質問致します。

地域整備課長： 町道認定するための規約ではなくて要綱でございます。この要綱につきましては、平成23年の年に要綱を作っております。内容としましては、町道の認定に関し必要事項を定めるものとして、まず認定基準、それから寄附採納基準という形で町道の認定をできるような形を取っております。その中で路線認定の基準でございますけども、原則として幅員が5m以上取れるもの、それから延長50mあるもの、それから道路勾配が8%未満でかつ除雪の際に投雪する場所が確保される道路であるという形で定めております。そういう基準に則って、できる路線を今回認定させて頂くというようなことになっております。課内の協議、それからこの認定要綱につきましては町長決裁まで伺って定めております。

4番： そうしますと町長決裁が行われているということであれば当然総務課長、或いは他の課の課長も当然知っている事と認識しておいてよろしい訳ですね。

ということで要するに私が言いたいのは、例えば今回は地域整備課でまず要綱を作った訳ですけども、他の課でもこういった要綱なり規定なりを作る機会はあるかと思うんです。その機会にどれだけ横の繋

がりの中でそういった要綱なり規定なりを作っていくのかということ、我々がこの月にその課に行って問い合わせた時はできます。次の月にさらに行ったら「要綱作りましたのでもうできません。」という回答になる可能性が時々ある場合が出てくるかと思うんです。そういった時に全く我々はそういった事は知らない訳ですね。そして、その課に対応を求めに行く訳ですから、どの程度まで横の課の繋がりの中で話し合いをしているのか、或いは町長がどこまで知っているのか、決裁があるのか、あるということですからそれはよいのですけれども、そういった事を確認したかった訳ですけれども、多少重要な要綱なり規約ができた場合は一言知らせて頂きたいものだなと思っている所です。

町長： 条例なり規則或いは要綱、規定、規約それらについては全て総務課の方で範疇しております。法令審査会でこれをまな板に上げて叩き台を作ってそれで審査をします。そして、それでいいとすれば議会に提案、或いは告示行為というものに手順とすればそういう手順であります。確かそれを周知する方法というものはもっと広い意味での周知の方法もなかなかと思いますが、その辺は町報等という周知もあるだろうし、いろんな方法あるかと思いますが、その辺は法令審査会で検討させて下さい。

8番： 今の質問にも関連するのですが、この町道認定につきましては今課長の答弁の中にありました。課長の手元にも認定の基準要綱あるようですので、申し上げますけども原則幅員5m以上、延長50mという認定の基準ありますが、この地図を見る限り特に宮田木友九号線については木友の町営住宅の団地内だと思います。あそこは幅員5mあるんですか。延長50m以上、どちらにも該当しないような気がするんですが、その辺先程の認定基準から考えますと、どうも合っていないような気がするんですが、どうですか。ましてや、八号線についてはまだ整備していない訳です。そういう意味でその辺の考えを伺います。

地域整備課長： 宮田木友九号線については、確かに50mの延長はございません。ただ、町道として必要である場合に町道として認定すれば町道認定ができるということでございますので、この度宮田木友八号線と一緒に認定させて頂くということで提案させて頂いております。宮田木友八号線は、まだ道路改良はなっていないので幅員そのものはございません。5mという幅員はございませんけども、整備した段階で5mの幅員が取れる、それから用地も協力できるということで延長も50mあるという形で、この度上げております。

8番： 先程4番議員も言いましたけども、きちんと認定基準を作っている訳です。何のための基準を作ったのかなと疑問に思う訳です。ましてやそういう町営住宅内の道路、今町道になっていない道路、例えば舟形の住宅団地の敷地内の道路も町道認定はなっていない訳です。ですから、何のための基準を作ったのかよく分からない気がするんです。やっぱりそういう基準を作ったからには、そういう色々な事情があって一つの基準というものができたと思うんです。それを先に作っておいて、後ろから壊していくようなそういうやり方はどうかと思うんです。ましてや、そういう中で町道認定となれば除雪、その他もきちんと責任を持ってやらなければならないというようになります。そういう意味からいきますと、投雪の場所の確保でありますとか、そういうものもちゃんと認定基準の第2条の中にある筈です。そういうものもきちんとクリアなされていない、そういう状況の中で認定というものは無理があるのではないかと思います。すがいかかですか。

地域整備課長： 投雪箇所については宮田木友八号線については十分確保できるという形で、地元の方からも協力頂けるような事を聞いております。それから、九号線については距離がないので前送りしながら山手の方に今まで通り投雪する形になると思います。基準要綱はございますけども、それに則ってやはり町道の認定をしなければならないと思います。ただ、地元町民の方が是非必要な路線だという形で要望もございます。まずもって先の議会でも採択ということになっておりますので、その辺をご理解頂いて認定の件についてよろしくお願ひしたいと思います。

3番： この町道の件に関しましては、課長の方から説明ありましたように、町内の方々の強い要望ということで請願という形で私が紹介者となりまして提案させて頂いたものでございまして、是非とも承認をして頂きたいと思っております。只今、八畝議員の方から様々ございましたけども規約そのものは私持っていないんですけども先程課長の説明ですと、原則云々50m、5mの話でございますので町内の方々が除雪等々に困っているということでございますので何とか認めて頂きたいと思っております。併せまして早急な今後の実施設計なり工事につきまして、早急な対応お願ひしたいと要望でございます。

8番： それでは今3番議員からあったようにその八号線の整備についてであります。今議員からあったようにこれは議会の常任委員会で住民からの要望を受けてお願ひをしたという経緯があって、そこを整備

する事については何ら反対するものでもありません。しかし、その整備というのは近々やる事に決まっているのですか。その所伺います。

地域整備課長： 整備の件につきましては、この度認定をさせて頂きまして、その後調査等になるかと思えます。何年度に調査するかということはこれから相談しながら決める訳ですので、今の所いつから工事がかかるという具体的な内容についてはまだ申し上げる事はできないと思えます。

8番： 我々がお願いしたのは、住民の意思を組んで執行部にお願いをしたのは早急に整備をしてほしいということでありまして。町道を認定する事をお願いした訳ではないと思っております。そういう意味では整備をきちんと計画に組んで、例えばこの認定の承認が得られればすぐかかりますよという状態であれば大変喜ばしい事だと思えるんですけども、それもなっていないと。先程の認定基準の中の寄附の採納の基準の中にこういう部分がありますよ。道路の用地は分筆されていて、町に所有権移転が確実に可能でありかつ敷権、抵当権等、担保物権及び地上権、永小作権、賃借権、その他用益権が設定されていない事、境界が明確で町道認定後に紛争の恐れがない事、これをこれからかかるんですか。これでは町道認定をやれという方が無理ではないかと私は思うのですがどうですか。

地域整備課長： 以前に地元の町内会長さん、それから沿線の方とも話をしております。町内会長さんは土地の所有者の方とも話をしております。土地の協力については差し支えないということで了解を頂いております。そんな事で、宮田木友八号線の道路改良につきましては支障ないということで判断致しましてこの度提案したという次第でございます。

3番： 今、八鍬議員の質問に対して課長の何年度に取り組むか分からないという答弁聞いて大変残念に思っております。再三私この請願を紹介してから補正予算ある度にいつですかと確認をしてきて、ようやくここまで来た訳ですけども、今ここになって認定の上程をして、いつ取りかかるか分かりませんとは全然話にならないと思うのですが、その辺どう考えていますか。

地域整備課長： 今、この度認定させて頂ければできるだけ早い段階での調査、そして改良という形で計画を検討したいと思えます。

3番： 6月のこの定例会にかかったのも、3月の予算の時に予算計上になってなかったのが私が課長に申し上げましたら、6月の補正でやりますということでしたけれども、そういうこういうやり方で町長どうですかね。よろしいんですかね。私も紹介委員となった以上は早急にやって頂きたいと常々思っている訳ですけども、余りにも時間がかかりすぎると思うんですけども、マテリアルの土地の関係もあったかもしれないけれども、ここまで来ていつから取りかかるか分からないという答弁では大変憤慨に思っております。町長どうですか。

町長： 8番議員なり5番議員から色々ご質問、ご指摘あった訳でありますけれども、認定と整備同一歩調ということが一番好ましい訳でありますけれども、認定と同時に整備となります。矢野課長も言った通りに早い段階で9月辺りに調査或いは施工という形分かりませんが、9月には調査、計上するという事で矢野課長の方に指示したいと思えます。以上です。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第43号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第44号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題と致します。提出者の説明を求めます。

町長： それでは議案第44号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を舟形町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成25年6月10日提出 舟形町長。

提案理由であります。前任者は、平成25年7月31日に任期が満了となるため、後任として選任するため提案するものであります。今現在固定資産評価委員3名おります。その内平成19年8月1日から2期6年間ご尽力頂きました西堀の八鍬信一氏が本年7月31日付で任期満了になる訳であります。今般家事都合に

よりまして自ら退任の申し出がありました。

その八鍬さんの後任に上記の氏名 渡會春好。住所 舟形町舟形1851番地10。生年月日 昭和23年1月4日。65歳であります。渡會さんは県立新庄北高等学校卒業後一橋経理学校を経て、昭和41年10月電信電話公社に入社、以来平成20年3月退職されるまで約42年の永きに亘り電通行政に尽力された方であります。退職後町内会の役職員も歴任された方であります。何事も前向きな姿勢で清廉恪勤高潔な方であります。最適者でありますので皆さんの同意を賜りたいと思いますのでご提案申し上げる次第であります。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって議案第44号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦について議題と致します。提出者の説明を求めます。

町長： それでは議案第45号 次の者を舟形町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同意を求め。平成25年6月10日提出 舟形町長。

提案理由であります。本町の区域内におかれている人権擁護委員が、平成25年9月30日付で任期満了となるため、標記法律に基づき山形地方法務局より候補者の推薦依頼があったので提案するものであります。人権擁護委員につきましても今現在3名であります。その内平成22年10月1日から就任されております堀内の阿部ノリユキ氏が本年9月30日付で任期満了になる訳であります。今般家事都合によりまして自ら退任の申し出があります。

阿部さんの後任に上記の氏名 板垣光昭。住所 舟形町堀内3314番地4。生年月日 昭和29年5月15日。59歳であります。板垣さんは昭和49年3月山形県立農業協同組合講習所を卒業後同年の49年4月舟形町農業協同組合に勤務され、以来平成16年4月1日に合併した新庄もがみ農業協同組合になりましたが、前身から通算39年間農協一筋に尽力され、今年今月の6月30日に定年退職される方であります。皆さんもご承知のように思いやりのある心、人に親切する心は人間にとって最も大切な要素であり経験豊富な方々に学びながら社会貢献していきたいという思いがあります。清廉恪勤高潔な方であり、最適者でありますので是非山形地方法務局に推薦申し上げたいと思います。皆さんの同意を賜りたいと思いますのでご提案申し上げる次第であります。よろしくお願ひします。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 人権擁護委員ということで板垣さんという方は存知上げませんけれども、提案してきた町を全幅的に信頼して人的には問題ない方だろうと思ひますけれども、この人権擁護委員という委員の活動内容とそして国が人権擁護法案などという法案を取り正されて権限が非常にありすぎるといふか、強すぎて一部問題になった時があります。ここに提案された、この方が持つ権限等があるとしたら何がある、ないとしたらありませんという所を教えて頂きたいということと、この提案理由の中に山形法務局より候補者の推薦依頼があったと書いてありますね。しかし、町長は山形法務局に推薦届を出すと言ったものですからこれはどっち、向こうからの依頼で来たのか、こちらから法務局へ提出してやるのか、そこら辺がちょっと分からない提案だったので、そこら辺の所確認したいと思ひます。

町長： 後段の方については、山形地方法務局候補者の推薦依頼があったので、私が先程ご説明しましたのは是非山形地方法務局に推薦申し上げたいということで申し上げたつもりです。人権擁護委員の勤務、仕事の内容については中山課長の方からお願ひします。

まちづくり課長： 人権擁護については、今現在町の方で人権相談の相談を受けております。それは法務局さんの方でスケジュールが決まっています、それで町の方では年4回だったと思ひますが、人権相談をしています。その他に法務局さんの方に行って、これは各市町村当番で月に何回ということ、舟形町の委員さんも順番で3人の方が順番でその人権相談の場所に行って人権相談の活動しております。

それから先般舟形小学校さんで人権の花運動をしておりますが、そういった活動もそれは人権擁護委員

さんが主体となって実施をしております。今年は最上地区の人権の花運動の開催場所が舟形になっておりまして、これはずっと回っておりますが、そういった活動をしております。それから、これについては国の方の法律に基づいた人権擁護委員を各市町村人口割等で設置しなければならない事になっておりまして、それに基づいて町の方に設置されている事になります。報酬については無報酬であります。町の方からも法務局さんからも出ません。そういったボランティア精神でされるような仕事内容になっております。

権限ですが、その件についてはちょっと調べておりませんので、はっきりした事は申し上げられません。権限的な何かするとか、そういった権限は特にないと思います。色々DVとか男女共同参画とか色々な問題がありますが、それらの問題の相談を受けて、難しい問題については法務局さんの方に引き継がれるということになろうかと思えます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第45号は原案の通り可決されました。

議長： 本日の日程は全部終了致しました。明日は午前10時より再開致します。9時45分前までお集まり下さい。ご苦勞様でした。本日はこれにて散会致します。(13:56)